

土砂災害防止法

特定開発行為許可マニュアル (手続編)

令和4年3月

千葉県県土整備部河川環境課

はじめに

このマニュアルは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 10 条の規定により申請された特定開発行為の許可に関して、法令等の定めに従って判断するための基準及び申請に係る手続等を解説したものであり、手続編と技術編により構成されます。

本文中は、法律の条項等について下記の表現を用いています。

- 法　：土砂災害防止法（正式名称：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）
- 政令：土砂災害防止法施行令
- 省令：土砂災害防止法施行規則（国土交通省令）
- 細則：土砂災害防止法施行細則（千葉県規則）

土砂災害防止法

特定開発行為許可マニュアル（手続編）

< 目 次 >

1. 特定開発行為とは.....	1-1
1.1 特定開発行為.....	1-1
1.2 土砂災害特別警戒区域の指定箇所の確認.....	1-1
1.3 基礎調査結果の公表箇所の確認.....	1-1
1.4 既着手の場合の届出等.....	1-1
1.5 特定開発行為の許可の特例.....	1-1
2. 用語の定義.....	2-1
2.1 土砂災害特別警戒区域とは.....	2-1
2.2 制限用途とは.....	2-3
2.3 開発行為とは.....	2-6
2.4 土地の区画形質の変更とは.....	2-6
2.5 土砂災害防止法における敷地とは.....	2-8
3. 特定開発行為に該当する行為.....	3-1
3.1 特定開発行為許可・申請の要不要の確認.....	3-1
3.2 適用除外の行為.....	3-3
3.3 その他の法律等.....	3-3
4. 対策工事により安全を確保することが必要な範囲.....	4-1
5. 技術基準の概要.....	5-1
5.1 許可に関する技術的基準の概要.....	5-1
5.2 対策工事の概要.....	5-3
6. 特定開発行為を行うために必要な許可・申請.....	6-1
6.1 特定開発行為の許可・申請手続の流れ.....	6-1
6.2 特定開発行為許可申請.....	6-3
6.3 許可又は不許可の通知.....	6-11
6.4 公的機関が行う場合の手続.....	6-12
6.5 許可後の提出資料等.....	6-13
6.6 変更時の手続.....	6-15
6.7 建築制限.....	6-16
6.8 廃止等の届出.....	6-17
6.9 工事完了検査.....	6-18
6.10 監督処分.....	6-19
6.11 罰則.....	6-20
6.12 事前相談窓口.....	6-22

【巻末参考資料】

特定開発行為の許可申請手続様式集.....	参-1
特定開発行為の許可申請書類チェックリスト.....	参-24

1. 特定開発行為とは

1.1 特定開発行為

特定開発行為とは、土砂災害特別警戒区域内において、用途が制限用途である建築物（「特定予定建築物」）の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいいます。

特定開発行為をしようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければなりません。

なお、当該建築物が土砂災害特別警戒区域の外において建築が予定されている場合は許可の対象外となります。

1.2 土砂災害特別警戒区域の指定箇所の確認

開発行為をしようとする土地の区域が土砂災害特別警戒区域内であるかは、下記の①～④にて確認してください。

- ①ちば情報マップ (<https://www.pref.chiba.lg.jp/jousei/chibamap/index.html>)
- ②千葉県県土整備部河川環境課のホームページ (<https://www.pref.chiba.lg.jp/kakan/>)
- ③各土木事務所（表 6.5 土木事務所の一覧を参照）備えの告示図書）
- ④各市町村備えの告示図書

1.3 基礎調査結果の公表箇所の確認

土砂災害警戒区域等に指定される可能性がある区域を特定するために、基礎調査（現地調査）を実施しています。調査結果については下記の①～③にて確認してください。

- ①ちば情報マップ (<https://www.pref.chiba.lg.jp/jousei/chibamap/index.html>)
- ②千葉県県土整備部河川環境課のホームページ (<https://www.pref.chiba.lg.jp/kakan/>)
- ③各土木事務所（表 6.5 土木事務所一覧を参照）備えの告示図書（案）

1.4 既着手の場合の届出等

土砂災害特別警戒区域に指定される以前に着手した特定開発行為については、法第 14 条に基づき土砂災害特別警戒区域の指定の日から起算して 21 日以内に知事に届け出なければなりません。

1.5 特定開発行為の許可の特例

国又は地方公共団体等が行う特定開発行為については、知事との法第 15 条の協議が成立することをもって法第 10 条第 1 項の許可を受けたものとみなします。これは、国又は地方公共団体等が行う開発行為は、双方協議し、合意されたことをもって許可と同等の行為と見なす特例制度です。したがってこれらの者が行う特定開発行為は、位置の選定、規模、施設基準等について知事と事前に協議・調整することが必要です。（6-12「6.4 公的機関が行う場合の手続」参照）

2. 用語の定義

2.1 土砂災害特別警戒区域とは

「土砂災害警戒区域」は、次の自然現象により土砂災害が発生するおそれがある土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域に指定されます。

- ・ 急傾斜地の崩壊（いわゆるがけ崩れ）
- ・ 土石流
- ・ 地滑り

「土砂災害特別警戒区域」は、土砂災害警戒区域の中で、がけ崩れ等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域をいい、図 2.1 に示す赤色の区域を地形・地質等の条件をもとに国土交通大臣が定めた計算式を用いて設定します。

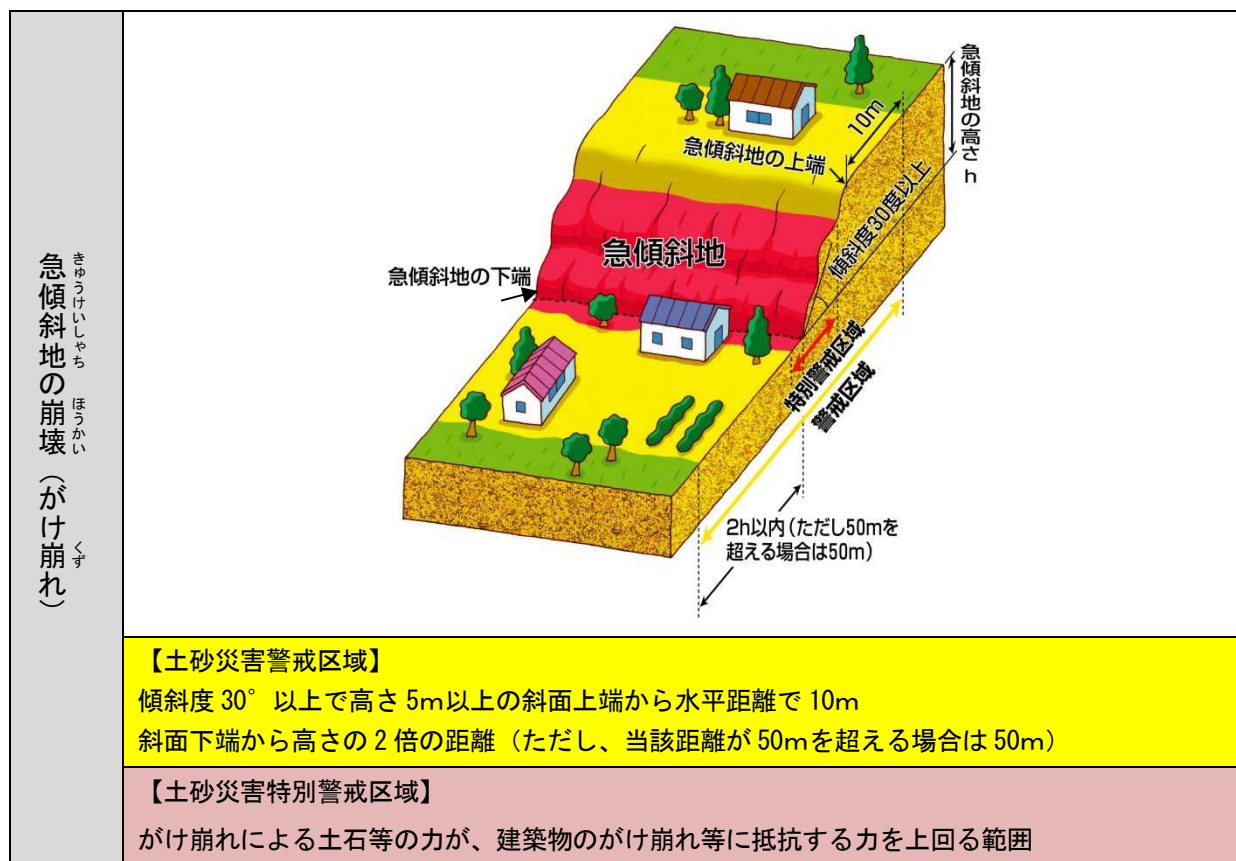


図 2.1 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のイメージ（急傾斜地の崩壊）

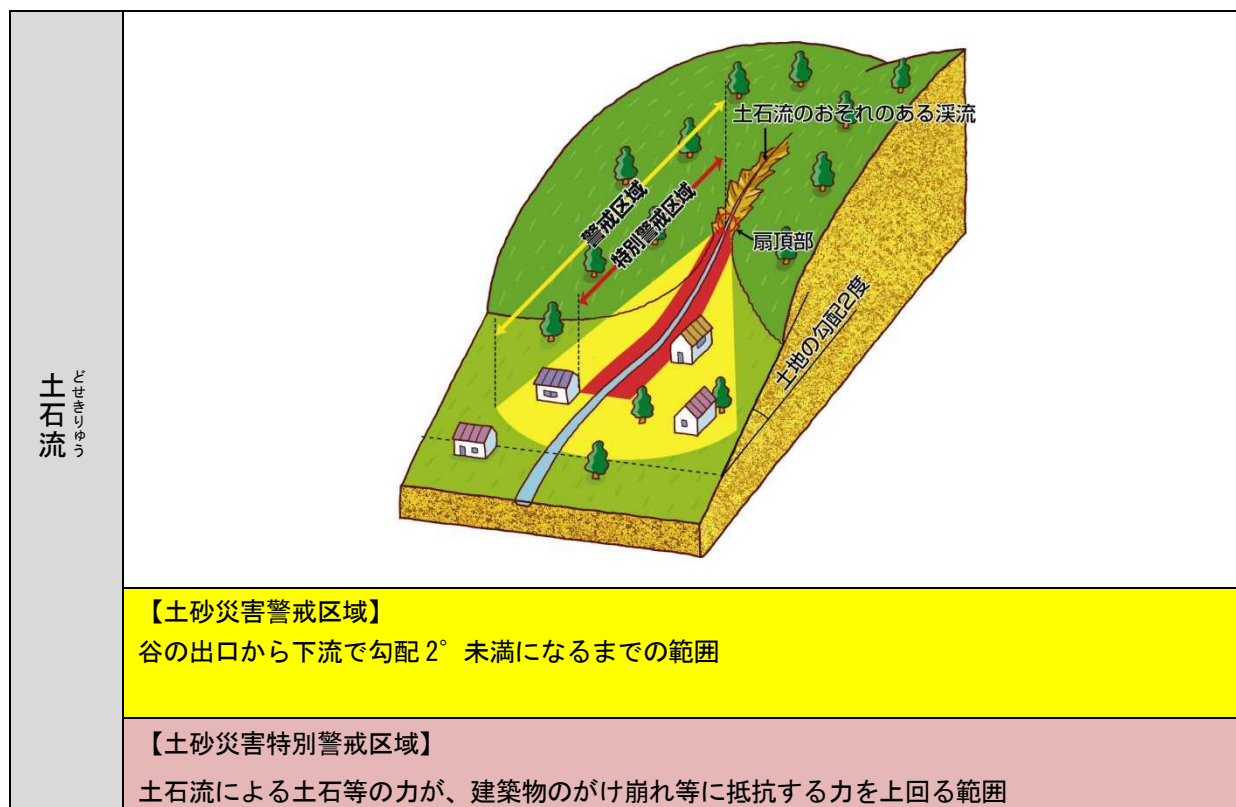


図 2.1 (2) 土石災害警戒区域及び土石災害特別警戒区域のイメージ（土石流）

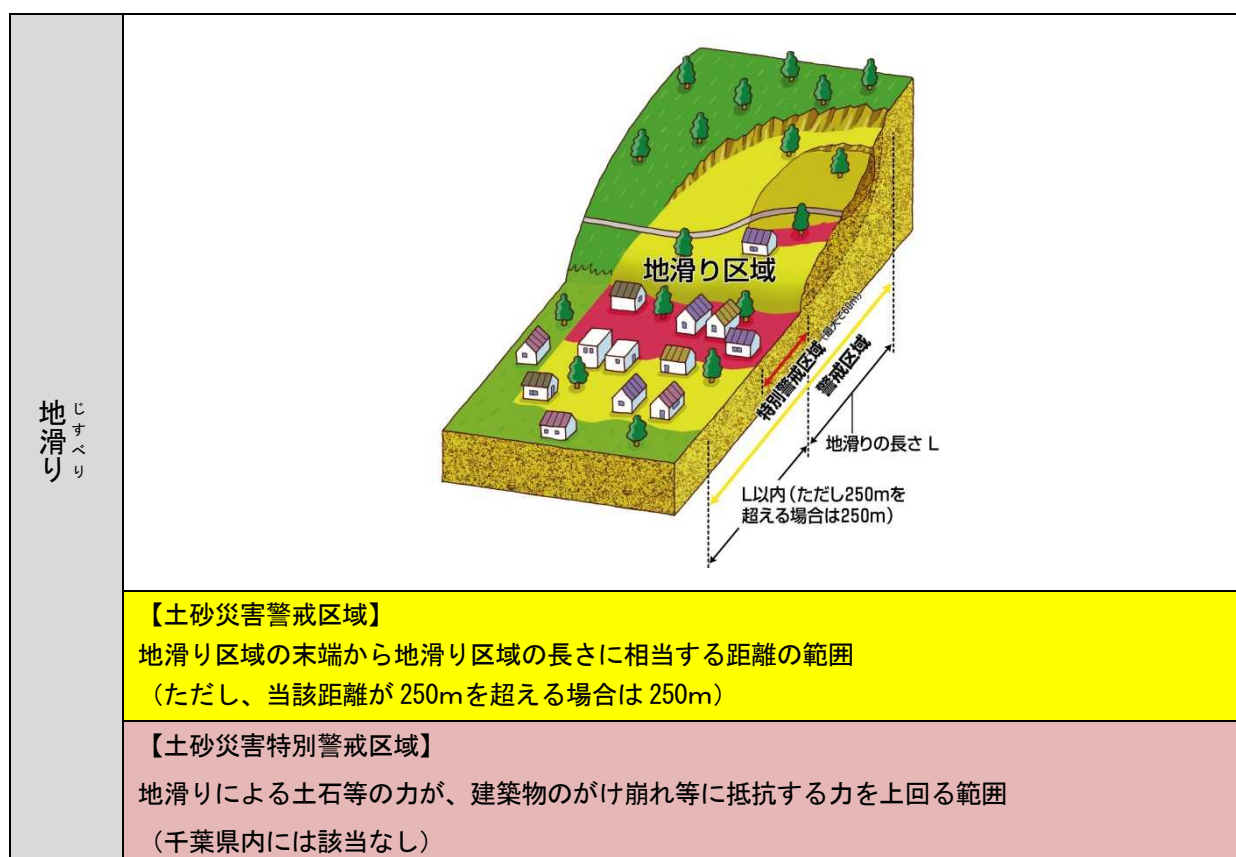


図 2.1 (3) 土石災害警戒区域及び土石災害特別警戒区域のイメージ（地滑り）

土砂災害特別警戒区域では次のような制限等が生じます。

- ①住宅・宅地分譲や社会福祉施設など土砂災害防止法に定める制限用途の建築物の建築を目的とする開発行為は許可制となります。（法第 10 条「特定開発行為の制限」）
- ②居室を有する建築物を新築または増改築の場合は、土石等による衝撃力等に対して安全な構造とする必要があります。（法第 24 条「特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造耐力に関する基準」）
- ③著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対し、県が移転等の勧告を行なう場合があります。（法第 26 条「移転等の勧告」）

このマニュアルは①に関する手続等を説明するものです。

2.2 制限用途とは

制限用途とは、予定建築物の用途で、住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設（政令で定めるものに限る。）以外の用途でないもの（以下、「要配慮者利用施設」）をいいます（法第 10 条第 2 項）。

また、予定建築物の用途が確定していない場合も、特定開発行為の許可が必要となります。

このことから、制限用途は大きく次の 3 つに分けられます。

- ① 非自己用住宅
- ② 特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設等
- ③ 用途未確定の建築物

特定開発行為に該当する制限用途の具体的な例を表 2.1 に示します。

このうち、政令第 6 条に示す施設の名称は、関係法令で定義されているものです。名称が異なっても実質的に同様な機能をもつ次のような施設は、特定開発行為の制限用途の対象となります。

- 関係法令の定義の上では人数要件の関係から表 2.1 に該当しない施設であっても実質的に同様な機能をもつ施設
- 無認可の施設であっても、実質的に表 2.1 に示す制限用途と同様な機能をもつ施設
- 関係法令の施行規則のレベルで定義されている施設

表 2.1 具体的な制限用途（例示）

分 類		具体的な制限用途
非自己用住宅		分譲住宅、賃貸住宅、社宅、学生下宿 など共同生活を営むべき住居
政 令 第 6 条	社 会 福 祉 施 設	老人福祉施設（老人介護支援センターを除く）【老人福祉法第5条の3】、 有料老人ホーム【老人福祉法第29条第1項】
		老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム
		身体障害者社会参加支援施設【身体障害者福祉法第5条第1項】
		身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設
		障害者支援施設【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項】
		障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設
		地域活動支援センター【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第27項】
		障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設
		福祉ホーム【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第28項】
		現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設
		障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る）の用に供する施設【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項】
		障害福祉サービス事業の用に供する施設
		保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く）【生活保護法第38条第1項】
		救護施設、更正施設、授産施設
		児童福祉施設（児童自立支援施設を除く）【児童福祉法第7条】
		助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、 幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童家庭支援センター
		障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る）の用に供する施設【児童福祉法第6条の2の2】
		児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行うもので、それらの用に供する施設
		母子・父子福祉施設【母子及び父子並びに寡婦福祉法第39条】
		母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム
		母子健康包括支援センター【母子保健法第22条】
		母子健康包括支援センター
		その他これらに類する施設
		介護老人福祉施設【介護保険法第8条第25項、第27項】、児童相談所に設置される一時保護施設【児童福祉法第12条の4】、市町村長が適当と認める施設、厚生労働省令で定める施設
		学校【学校教育法第72条、第22条】
		特別支援学校、幼稚園
		医療施設【医療法第1条の5第1項、第2項、第2条第1項】
		病院、診療所、助産所

(参考) 用途上可分・不可分の関係

※居住部分が主用途、非居住部が従用途であり、非居住部分が建築物に附属するのであれば、これらは用途上不可分の関係であると考えられます。この場合には、施設全体を一体性のあるものとして扱うことが適切であり、この状況等を考慮して特定開発行為の制限の適用を判断することになります。類似の例としては、複数の居住棟（いわゆるマンション棟）、食事棟や集会所等からなるマンション施設等でも個別の施設が特別警戒区域内外にまたがることが想定されます。

用途上不可分の事例

主要用途住宅	用途上不可分の建築物（付属棟）
住宅	車庫、物置、納屋、茶室 離れー 隠居部屋、勉強部屋等をいい、台所及び便所等が設置されたものは住宅としての用途機能が満足するため、別敷地として扱われる場合があります。
共同住宅	車庫、物置、自転車置場、電気室、プロパン庫、管理棟
旅館・ホテル	離れ（客室）、浴室棟、車庫
工場（作業所）	事務室棟、倉庫、電室、機械室、厚生棟（更衣室、食堂棟、浴室棟）
学校	実習棟、図書館、体育館、給食室、倉庫

2.3 開発行為とは

開発行為とは、都市計画法第4条第12項において、「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」と定義されています。

2.4 土地の区画形質の変更とは

特定開発行為においても、都市計画法の開発行為と同様に土地の「区画形質」の変更がなされることが特定開発行為であることの要件になります。

- (1) 「区画」の変更とは、建築物の建築のために土地の区画を変更することであり、土地区画を以下の理由に伴い変更するものであり、①道路の築造、付け替え又は廃止、②水路の付け替え又は廃止を行う場合等が該当します。なお、単なる分合筆は含まれません。
- (2) 「形」の変更とは、建築物の建築敷地を造成するために切土や盛土を行うことです。
ただし、既成宅地における建築行為又は建設行為と密接不可分と認められる基礎打ち、土地の掘削等は該当しません。
- (3) 「質」の変更とは、建築物を建築するために、土地の性質を変更（宅地以外の土地を宅地とする場合）することです。

なお、土地の区画形質の変更に該当するかは都市計画部局に確認する必要があります。

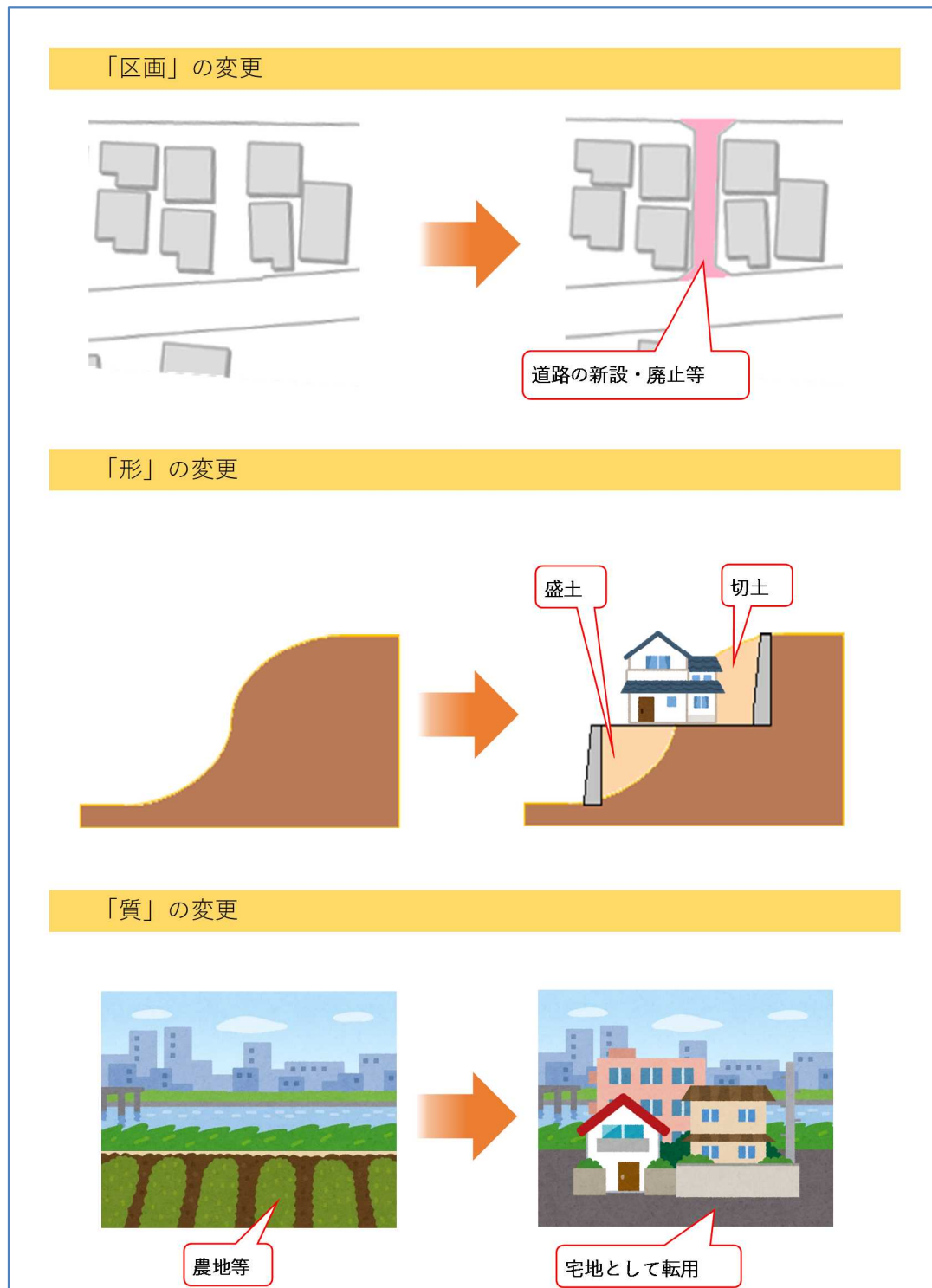


図 2.2 区画形質の変更（例）

2.5 土砂災害防止法における敷地とは

法第 11 条第 1 項第 2 号に示されている「予定建築物の敷地」及び政令第 7 条第 3 号に示される「特定予定建築物の敷地」については、必要に応じて対策工事を行わなければならない区域である土砂災害特別警戒区域が、法第 9 条において「建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域」と定義されていることを踏まえ、本マニュアルにおいては、「建築物の外壁及び構造耐力上主要な部分で囲まれた部分の水平投影面の土地（建築物の位置）」としています。

なお、上記の定義はあくまで土砂災害防止法上の定義であり、建築基準法施行令第 1 条第 1 号に定められている「敷地」の定義と異なるため、注意が必要です。（図 4.1 参照）

3. 特定開発行為に該当する行為

3.1 特定開発行為許可・申請の要不要の確認

特定予定建築物の建築を行うために、対策工事を施工し、土砂災害特別警戒区域の解除を受けようとする場合は、予定している開発行為が都市計画法第 29 条の開発許可を必要とするか否かに係わらず、法第 10 条に規定される特定開発行為の許可・申請が必要です。

予定している開発行為について、特定開発行為の許可・申請が必要か否かの判断に際しての確認項目をまとめると以下のとおりです（詳細は図 3.1 で確認してください）。

【確認項目】

○予定建築物の用途は制限用途か？（表 2.1 参照）

○特定予定建築物の建築を行うための建築敷地（建築物の位置）が特別警戒区域に入っているか？（図 4.1 参照）

※区域が重なるか否かが不明瞭な場合は、区域を所管する土木事務所（表 6.5 参照）にご相談ください。

○土地の区画形質の変更があるか？（図 2.2 参照）

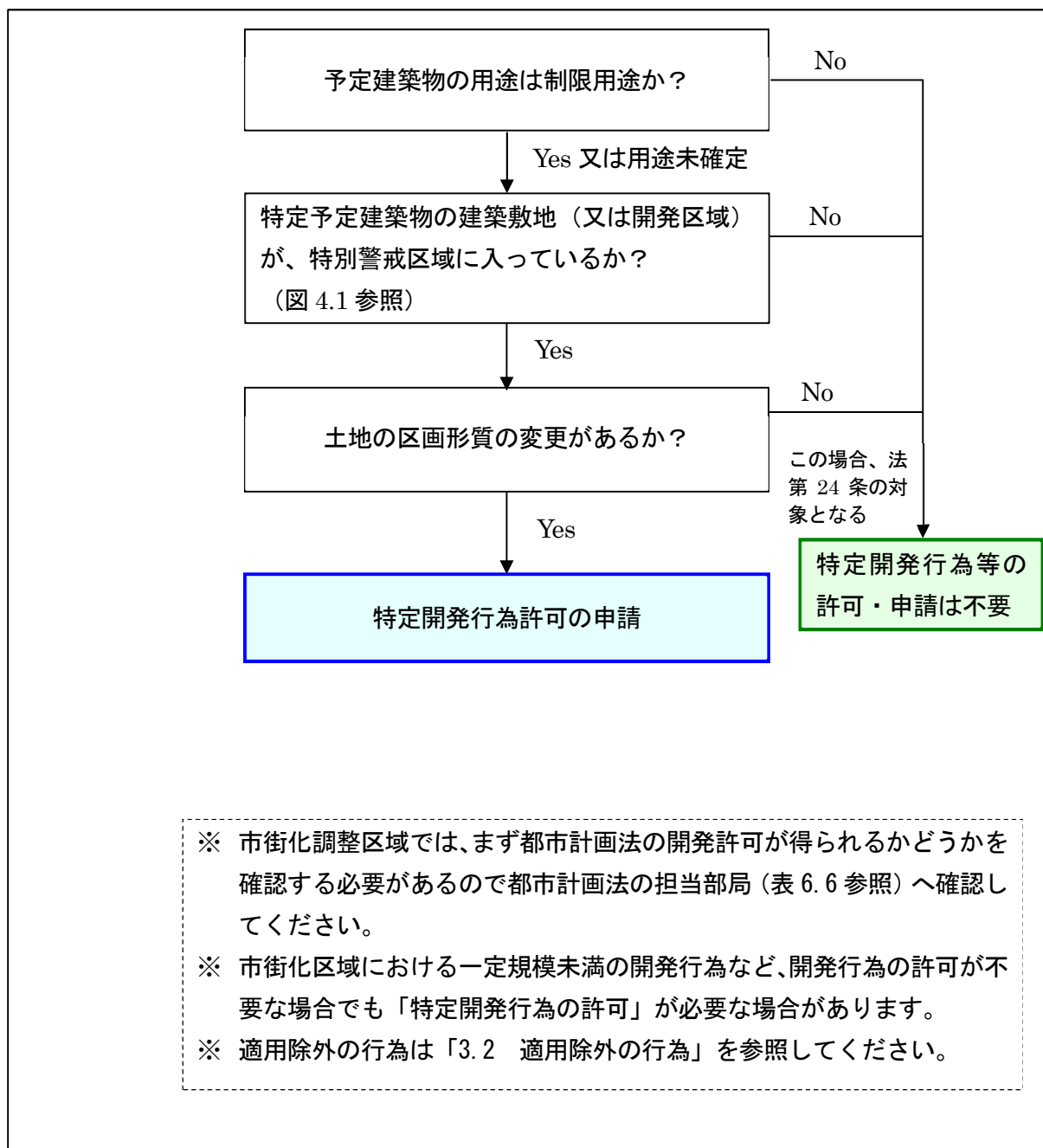


図 3.1 特定開発行為の許可の該当判断フロー

3.2 適用除外の行為

法第 10 条第 1 項ただし書及び政令第 5 条により、非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為及び仮設建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為は、特定開発行為に該当したとしても、特定開発行為の許可を要しないものとします。これに該当する行為は表 3.1 のとおりです。

表 3.1 特定開発行為許可の適用除外の行為

号	適用除外行為	具体例
1	非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為	・被災者等の仮設住宅等の設置に伴う盛土、切土 ・被災家屋の撤去等に係る盛土、切土 ・その他開発許可を要する用途の建築物に係るもので非常災害の応急措置として必要となる盛土、切土、流出土砂の撤去等
2	仮設建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為	・工事を施工するため現場に設ける作業員用の仮設宿泊所等の設置に伴う盛土、切土 ・その他これらに類する仮設建築物

3.3 その他の法律等

特定開発行為を行う場合、土砂災害防止法に基づく特定開発行為の許可と共に、開発の規模や内容等に応じ、都市計画法に基づく開発許可や、建築基準法に基づく建築確認申請等が必要になる場合があるので、各担当部局への事前相談が必要です。

4. 対策工事により安全を確保することが必要な範囲

対策工事により安全を確保することが必要な範囲は、図 4.1 に示すように特定予定建築物の敷地（建築物の位置）の確定・未確定により異なります。特定予定建築物の敷地（建築物の位置）が確定している場合は、特別警戒区域と特定予定建築物の敷地（建築物の位置）が重複する範囲（「2.5 土砂災害防止法における敷地とは」参照）が対策工事により安全確保が必要となる範囲となります。一方、特定予定建築物の敷地（建築物の位置）が未確定な場合は、特別警戒区域と開発区域が重複する範囲が対策工事により安全確保が必要となる範囲となります。

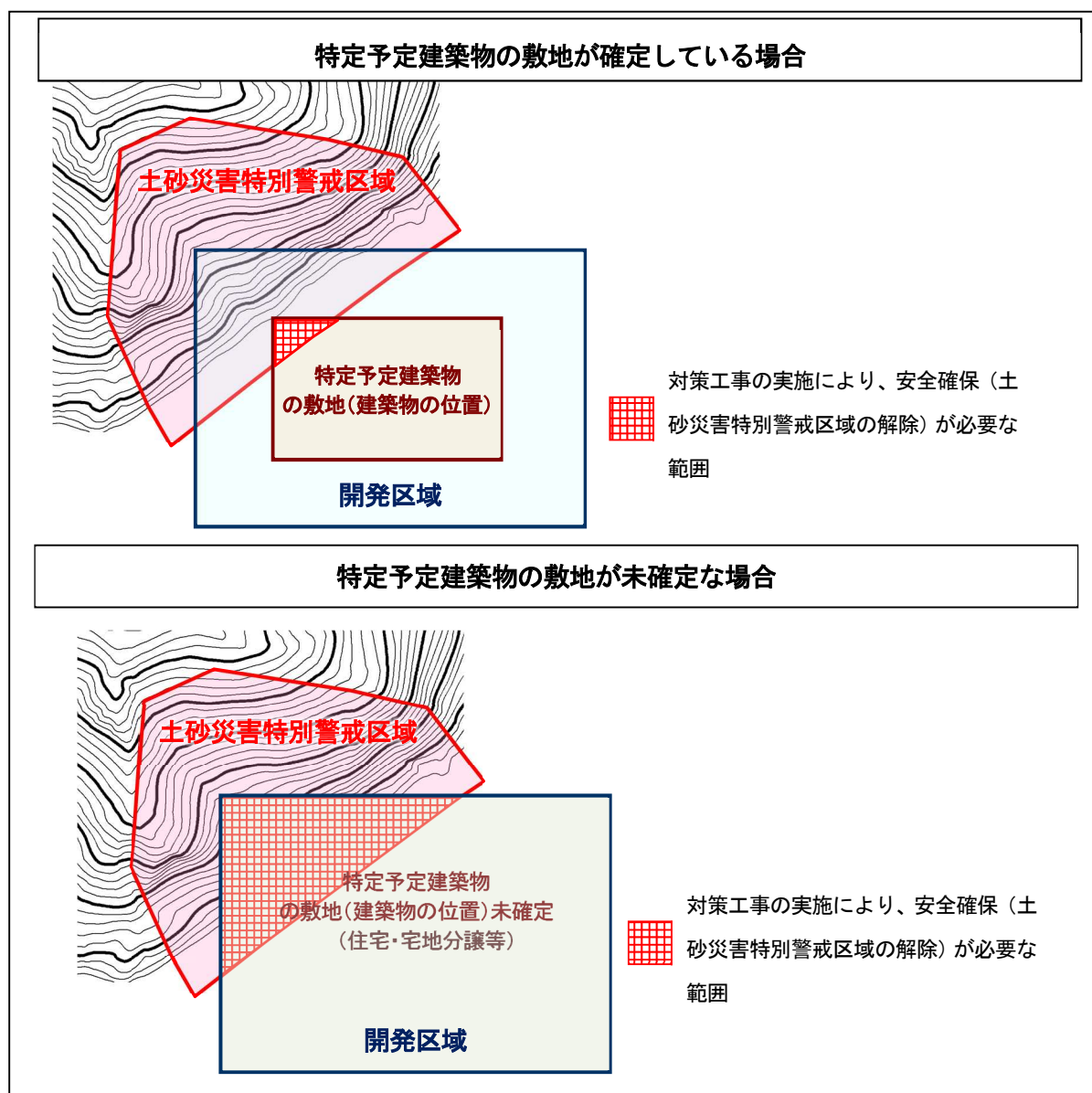


図 4.1 対策工事により安全を確保することが必要な範囲（急傾斜地の例）

5. 技術基準の概要

5.1 許可に関する技術的基準の概要

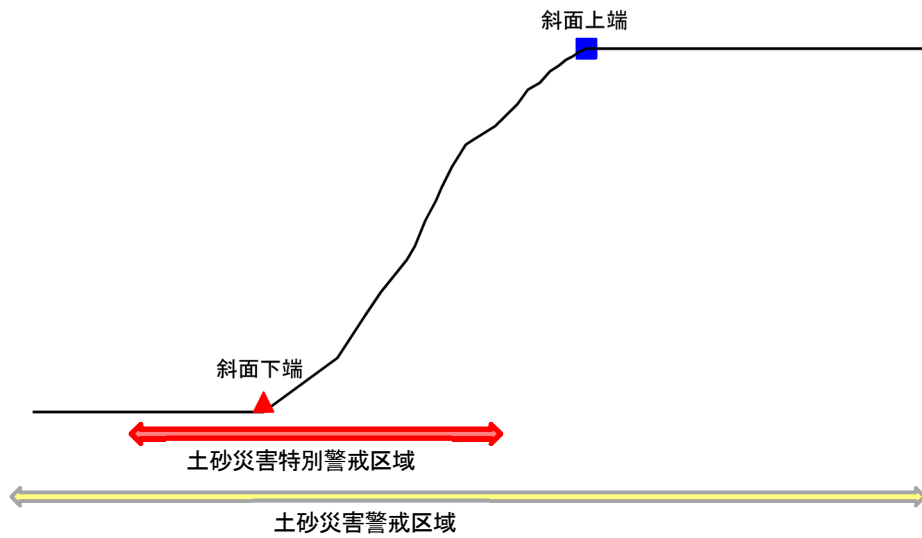
特定開発行為の許可に必要な技術的基準は、政令第7条に規定されている次の2つについて全て満足する必要があります。

- 1 対策工事の計画は、対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画と相まって、特定予定建築物における土砂災害を防止するものであるとともに、開発区域及びその周辺の地域における土砂災害の発生のおそれを大きくすることのないものであること
- 2 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画は、対策工事の計画と相まって、開発区域及びその周辺の地域における土砂災害の発生のおそれを大きくすることのないものであること

※詳細については「土砂災害防止法特定開発行為許可マニュアル（技術編）」を参照。

許可の基準を満足していない事例を図 5.1 に示す。

<開発前>



<開発後>

切土により特定予定建築物の敷地が
土砂災害特別警戒区域から外れたが、
新たな警戒区域、特別警戒区域が発生
している

⇒基準を満足していない

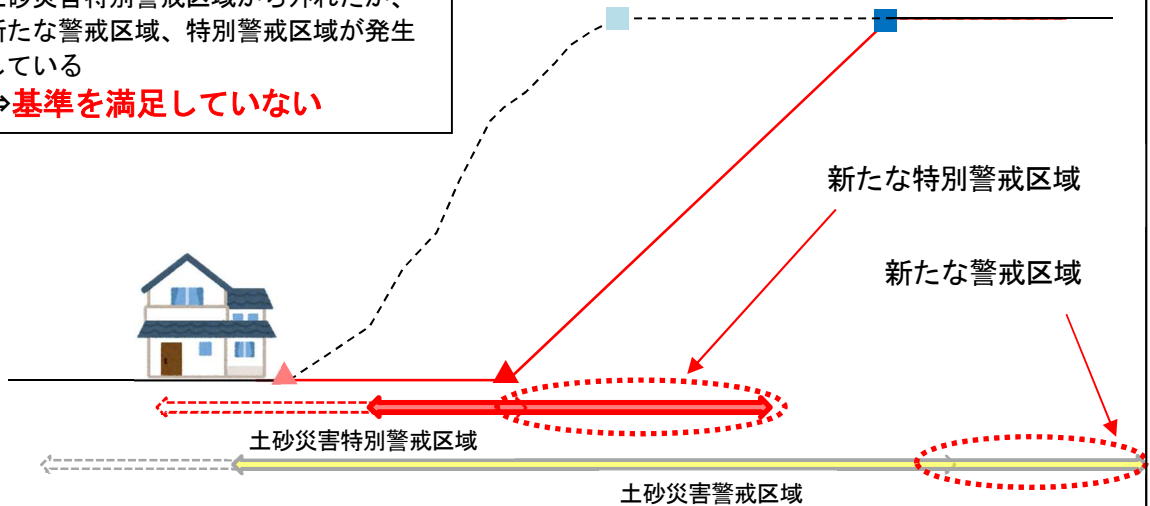


図 5.1 対策工事によって開発区域外に土砂災害警戒区域等が新たに生じる事例
(許可の基準を満足していない事例)

5.2 対策工事の概要

対策工事とは、制限用途の建築物の居住者や利用者を土砂災害から守るために、土留等を設置して急傾斜地の崩壊を抑止したり、えん堤を設置して土石流を止めるなど、土石等を「特定予定建築物の敷地（2.5 参照）」または「開発区域」内に到達させることのないよう、恒久的な対策施設を設置し安全を確保する工事のことです。（図 5.2、図 5.3 参照）

また、対策工事を行っても傾斜度 30° かつ高さ 5m 以上の自然斜面（無対策の斜面）が残ると、土砂災害特別警戒区域が生じるので注意が必要です。

（1）急傾斜地の崩壊防止のための対策工事

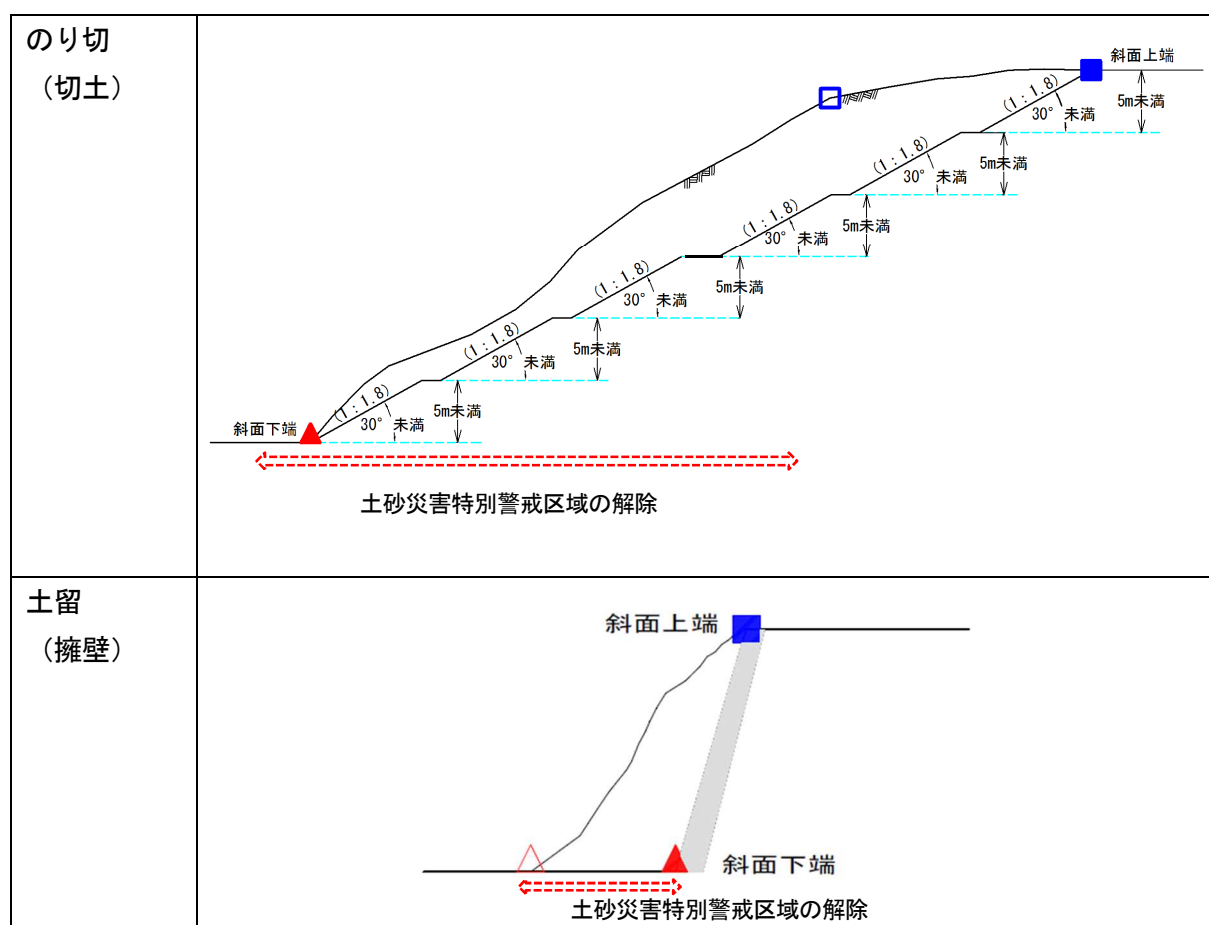


図 5.2 (1) 対策工事の種類

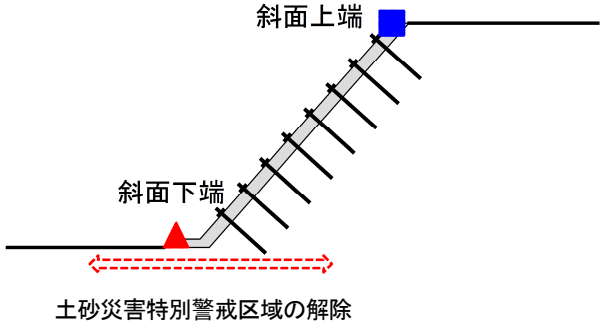
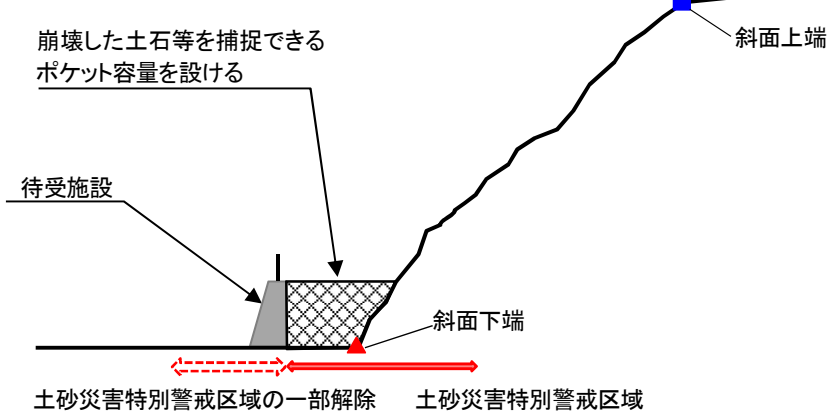
のり面保護 法枠工 (アンカー 付等)	
待受施設	

図 5.2 (2) 対策工事の種類

(2) 土石流対策のための対策工事

砂防堰堤	
-------------	--

図 5.3 対策工事の種類

6. 特定開発行為を行うために必要な許可・申請

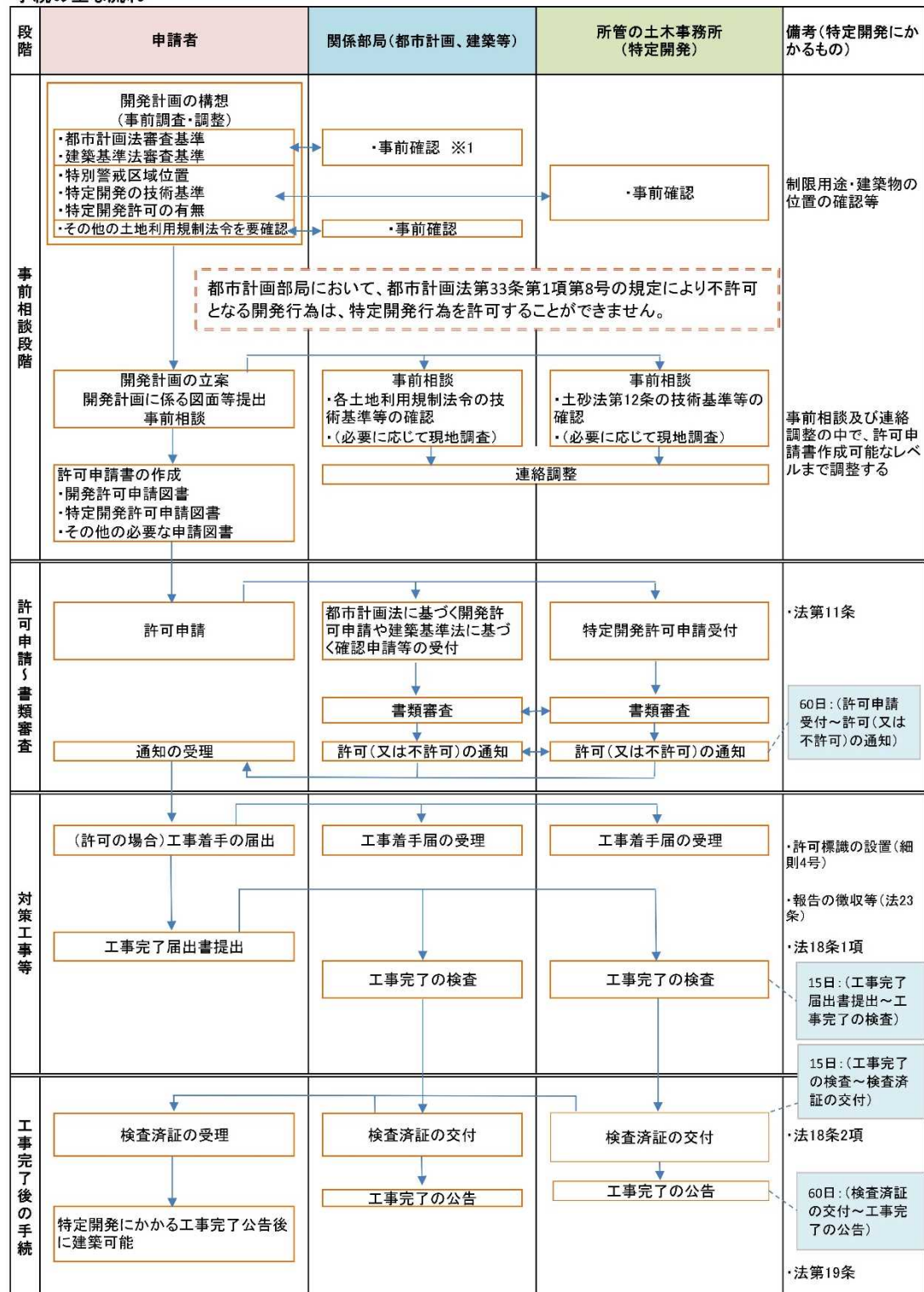
6.1 特定開発行為の許可・申請手続の流れ

特定開発行為の許可に際しては図 6.1 特定開発許可事務フロー図に沿った事務手続が必要となります。また、以下の点に注意して事務手続を行ってください。

- 都市計画法第 33 条第 1 項第 8 号の適用となる開発行為については、特別警戒区域に指定された土地は原則として開発区域に含めることが出来ません。ただし、開発許可部署（都市計画法に基づく開発許可権者）が、同号「ただし書き」に基づき「支障なし」と判断した場合、特別警戒区域に指定された土地も開発区域に含めることが出来ます。
- 宅地造成工事規制区域については、特別警戒区域に指定された土地を含み許可を行うことが可能です。従って、宅地造成等規制法第 8 条第 1 項の宅地造成に関する工事の許可と並行して、土砂災害防止法第 10 条第 1 項に基づく特定開発行為許可が必要になる場合があります。なお、両許可について個別に申請することは可能ですが、特定開発行為許可を取得せずに工事等に着手した場合は、土砂災害防止法の違反となるので注意してください。
- 特定開発行為の許可を受けた場合は、当該開発区域内の土地には法第 19 条の規定により、法第 18 条第 3 項の完了公告があるまでは、制限用途の建築物を建築できません。このため、法第 12 条に定める対策工事と並行して制限用途の建築物の建築工事を行うことは出来ませんので注意してください。（6-16「6.7 建築制限」参照）
- 特定予定建築物の建築にあたっては、建築物の用途及び規模、特定予定建築物の敷地の位置及び範囲によっては、建築基準法に基づく確認が必要となる場合がありますので注意してください。

・本フローは主な流れを一例としてまとめたものであり、手続にあたっては関係部局と調整する必要があります。

手続の主な流れ



※1: 特定開発行為を行う場合、土砂法に基づく特定開発行為の手続と共に、都市計画法に基づく開発行為や建築基準法に基づく確認申請が必要か担当部局に確認してください。

※2: 青枠内の日数は、処理期間の目安です。

図 6.1 特定開発許可事務フロー図

6.2 特定開発行為許可申請

6.2.1 書類の提出先と提出部数

法第 10 条第 1 項に規定する特定開発行為の許可申請書類の提出部数

- ・ 正本 1 部
- ・ 副本 1 部

当該書類は、区域を所管する土木事務所へ提出してください。

（施行細則第 8 条）

6.2.2 審査期間等の目安

処理期間の目安は図 6.1 のとおりです。

6.2.3 許可申請の様式と内容

法第 11 条では、特定開発行為の許可を受けようとする者に対して、申請書の提出を義務付けています。また、申請書には省令第 8 条から第 10 条に規定されている書類等の添付が必要です。特定開発行為における許可申請書類をまとめると次表のとおりです。

表 6.1 特定開発行為許可申請書類一覧

名 称	様 式	備 考
特定開発行為許可申請書	省令別記様式第二	
特定開発行為計画説明書	参考様式 2	
現況地形図		縮尺 1/2,500 以上
土地利用計画図		縮尺 1/1,000 以上
造成計画平面図		縮尺 1/1,000 以上
造成計画断面図		縮尺 1/1,000 以上
対策工事等平面図		縮尺 1/1,000 以上
対策工事等断面図		縮尺 1/1,000 以上
対策施設構造図		縮尺 1/200 以上
構造計算書※		
開発区域位置図		縮尺 1/50,000 以上
開発区域区域図		縮尺 1/2,500 以上
維持管理計画書※	参考様式 7	除石計画がある施設をつくる場合
対策工事施工時の安全確保計画書※	参考様式 8	
委任状※	参考様式 9	

※必要に応じて提出を求めるものです。

申請に必要な書類の具体的な内容は以下の通りです。

(1) 特定開発行為許可申請書(省令第8条第1項)

申請書の様式は、省令の別記様式第二において以下のように定められています。この申請書に記載する事項は、次のとおりです。

- ・ 開発区域の位置、区域及び規模(第1号)
- ・ 予定建築物の用途およびその敷地の位置(第2号)
- ・ 対策工事の計画(第3号)
- ・ 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画(第4号)
- ・ 対策工事等の着手予定年月日および工事の完了予定年月日(第5号、省令第9条)

別記様式第二(第八条関係)		
特 定 開 発 行 為 許 可 申 請 書		
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第10条第1項の規定により、特定開発行為の許可を申請します。 令和〇年〇〇月〇〇日 千葉県知事 殿 許可申請者住所 ××市××町〇〇番地 氏名 〇〇開発株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇		※ 手数料欄
特 定 開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇地区
	2 開発区域の面積	〇,〇〇〇.〇〇平方メートル
	3 特定予定建築物の用途	戸建分譲住宅
	4 特定予定建築物の敷地の位置	別紙平面図による
	5 対策工事の概要	別紙計画図による
	6 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要	別紙計画図による
	7 対策工事等着手予定年月日	令和〇年 〇〇月 〇〇日
	8 対策工事等完了予定年月日	令和〇年 〇〇月 〇〇日
	9 その他必要な事項	
※ 受 付 番 号		年 月 日 第 号
※ 許可に付した条件		
※ 許 可 番 号		年 月 日 第 号
備考 1 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。 2 ※印のある欄は記載しないこと。 3 「その他必要な事項」の欄には、特定開発行為を行うことについて、他の法令による許可、許可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。		

図 6.2 特定開発行為許可申請書(記載例)

(2) 計画説明書(省令第8条第3項)

計画説明書には、次の事項を記載しなければなりません。

- ・ 対策工事等の計画の方針
- ・ 急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地の現況
- ・ 開発区域内の土地の現況及び土地利用計画

(3) 計画図(省令第8条第4項)

計画図は、表 6.2 に定めるところにより作成したものでなければなりません。

表 6.2 申請時に必要な計画図

図面の種類	明示すべき事項	図面の縮尺	確認事項
現況地形図	地形、土砂災害特別警戒区域及び開発区域の境界、対策工事等を施行する位置並びに当該対策工事等の種類	1/2,500 以上	・ 土砂災害特別警戒区域と開発区域の位置関係、開発区域の位置及び規模、対策工事の位置及び種類
土地利用計画図	開発区域の境界並びに特定予定建築物の用途及び敷地の形状	1/1,000 以上	・ 保全すべき特定予定建築物の用途及びその敷地の位置や範囲
造成計画平面図	開発区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分及び当該開発区域における対策施設を設置する位置	1/1,000 以上	・ 開発により地形状況が改変される部分 ・ 開発区域の切土及び盛土が特定予定建築物及び周辺に与える影響
造成計画断面図	切土又は盛土をする前後の地盤面	1/1,000 以上	・ 開発による地形変化 ・ 開発区域の切土・盛土が特定予定建築物及び周辺に与える影響
対策工事等平面図	対策工事等を施行する位置及び当該対策工事等の種類	1/1,000 以上	・ 施設の配置計画等が土砂災害を防止する上で適正かどうか
対策工事等断面図	対策工事等を施行する前後の地盤面の状況及び対策工事等の種類	1/1,000 以上	・ 断面形状から、必要な範囲を対策しているか、必要な高さまで対策しているかなど
対策施設構造図	対策施設（令第7条第3号から第5号までに規定する施設及び同条第6号に規定する擁壁をいう）の種類及び構造	1/200 以上	・ 対策施設として必要な政令第7条の技術的基準を満たしているかどうか

(4) 構造計算書(省令第8条第5項)

設置される対策施設が、政令第7条第3号から第6号までに規定する技術的基準に適合していることを説明する構造計算書でなければなりません。

(5) 申請書の添付図書(省令第10条)

特定開発行為の許可において、申請書に添付する図書は表6.3のとおりです。

表 6.3 申請書に添付する図書

図書の種類	明示すべき事項	縮尺	備 考
開発区域位置図	開発区域の位置	1/50,000 以上	地形図に表示する
開発区域区域図	市町村界、大字、字及び小字の境界、土砂災害特別警戒区域界並びに土地の地番及び形状	1/2,500 以上	開発区域の区域およびその区域を明らかに表示するために必要な範囲

(6) 維持管理計画書(除石計画等が必要な施設等を設置する場合)

特定開発行為における対策施設として、待受施設等の維持管理を行なうことが前提である施設を計画する場合は、維持管理計画書を提出しなければなりません。

維持管理が前提の施設であって、将来的に維持管理が滞った場合には施設効果が評価できず、再度土砂災害特別警戒区域が指定されて建築制限がかかることもありますので、当該施設にかかる維持管理計画は永続性が担保されたものでなければなりません。

6.2.4 許可の基準

(1) 許可の基準

法第12条に規定する許可の基準に係る技術的基準は政令第7条に規定されています。

土砂災害防止法施行令

(対策工事等の計画の技術的基準)

第7条 法第十二条の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

- 1 対策工事の計画は、対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画と相まって、特定予定建築物における土砂災害を防止するものであるとともに、開発区域及びその周辺の地域における土砂災害の発生のおそれを大きくすることのないものであること。
- 2 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画は、対策工事の計画と相まって、開発区域及びその周辺の地域における土砂災害の発生のおそれを大きくすることのないものであること。
- 3 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である場合にあっては、対策工事の計画は、急傾斜地の崩壊により生ずる土石等を特定予定建築物の敷地に到達させることのないよう、次のイからハまでに掲げる工事又は施設の設置の全部又は一部を当該イからハまでに定める基準に従い行うものであること。
 - イ のり切 地形、地質等の状況を考慮して、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発することのないように施行すること。
 - ロ 急傾斜地の全部又は一部の崩壊を防止するための施設 次の(1)から(3)までに掲げる施設の種類の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める基準に適合するものであること。
 - (1) 土留 のり面の崩壊を防止し、土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をせず、かつ、その裏面の排水に必要な水抜穴を有する構造であること。
 - (2) のり面を保護するための施設 石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によりのり面を風化その他の侵食に対して保護する構造であること。
 - (3) 排水施設 その浸透又は停滞により急傾斜地の崩壊の原因となる地表水及び地下水を急傾斜地から速やかに排除することができる構造であること。
 - ハ 急傾斜地の崩壊が発生した場合に生じた土石等を堆積するための施設 土圧、水圧、自重及び土石等の移動又は堆積により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。

- 4 土砂災害の発生原因が土石流である場合にあっては、対策工事の計画は、土石流を特定予定建築物の敷地に到達させることのないよう、次のイからニまでに掲げる施設の設置の全部又は一部を当該イからニまでに定める基準に従い行うものであること。
- イ 山腹工 山腹の表層の風化その他の侵食を防止すること等により当該山腹の安定性を向上する機能を有する構造であること。
- ロ えん堤 土石流により流下する土石等を堆積することにより溪床を安定する機能を有し、かつ、土圧、水圧、自重及び土石流により当該えん堤に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。
- ハ 床固 溪流の土石等の移動を防止することにより溪床を安定する機能を有し、かつ、土圧、水圧、自重及び土石流により当該床固に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。
- ニ 土石流を開発区域外に導流するための施設 その断面及び勾配が当該施設を設置する地点において流下する土石流を開発区域外に安全に導流することができる構造であること。
- 5 略（土砂災害の発生原因が地滑りである場合）
- 6 対策工事の計画及び対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画において定める高さが2メートルを超える擁壁については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第142条（同令第7章の8の準用に関する部分を除く。）に定めるところによるものであること。

この技術基準は、土砂災害防止法の特定開発行為の許可に限られ、都市計画法等及び建築基準法等の他法令の許認可を要する場合は、それぞれの法令に基づく技術的基準をも満たすよう計画する必要があるので、留意を要します。

法第12条には、特定開発行為を許可する基準として以下の2つの工事を政令第7条に従って計画することが規定されています。

- 1 土砂災害を防止する対策工事
- 2 対策工事以外の特定開発行為に関する工事

特定開発行為の許可は、これら2つの工事の計画（設計）が政令第7条の技術的基準に適合しているかどうかの観点から審査します。

審査の主な着眼点は以下のとおりです。

1 対策工事全般

- ① 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画と相まって、特定予定建築物の敷地に土石等を到達させることのないよう計画されているか。
- ② 対策工事に係る開発区域及びその周辺の地域における土砂災害のおそれを大きくさせていないか。

2 対策工事以外の特定開発行為に関する工事全般

- ① 対策工事の計画と相まって、開発区域及びその周辺の地域における土砂災害の発生のおそれを大きくさせていないか。
- ② 対策工事による施設の機能を妨げていないか。

3 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である場合は、急傾斜地法施行令第 3 条による急傾斜地崩壊防止工事の技術的基準を原則的に準用します。これは、急傾斜地法第 14 条第 1 項の「急傾斜地の崩壊の原因、機構及び規模に応じて、有効かつ適切なものとしなければならない」との規定に基づき実施される急傾斜地崩壊防止工事と同等の技術的基準を満たすことが必要であると判断されるからです。（このため、「新・斜面崩壊防止工事の設計と実例」（一社 全国治水砂防協会）に基づき設計することが必要です。）

4 土砂災害の発生原因が土石流である場合の技術基準は、「河川砂防技術基準（案）（昭和 51 年 6 月 29 日付け建設省河計発第 63 号建設省河川局長通知（当初通知）」及び「砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）」及び「土石流・流木対策設計技術指針」（平成 19 年 3 月 13 日付け国交省河砂発第 78 号・国交省河保発第 54 号）を踏まえながら、土石流そのものの発生を抑止する施設及び土石流が発生した場合の土石等を堆積若しくは導流させることにより特定予定建築物の敷地に到達させない施設に関する技術基準を定めています。

5 略（土砂災害の発生原因が地滑りである場合）

6 工事の計画において定める高さが 2 メートルを超える擁壁については、建築基準法施行令第 142 条の適用を受けるため、建築基準法の構造規定等に適合すること、並びに国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により擁壁の構造耐力上の安全性を確かめることが必要となります。

なお、国土交通大臣が定める基準として、宅地造成等規制法施行令第 7 条による構造計算や第 8 条に定める練積み造の擁壁の構造等が準用されていることから、宅地造成等規制法施行令にも準拠した計画を行うことが必要になります。（このため、「宅地防災マニュアルの解説」（宅地防災研究会）に基づき設計することが必要です。）

6.2.5 許可時の条件

知事は法第 13 条の規定により特定開発行為の許可に、対策工事等の施行に伴う災害を防止するために必要な条件を付すことができます。法第 12 条（許可の基準）では、特定開発行為の許可の基準について規定していますが、当該許可の基準に適合するものとして特定開発行為の許可を得て実施される対策工事等の施行に伴い新たに災害を発生させるおそれがないように、当該許可に条件を付すことができるという規定です。この場合、下記のような条件を付すことがあります。

① 工事施工時の安全確保

急傾斜地の崩壊のおそれのある斜面付近での工事は、足場が悪く、施工ヤードが限られるといった厳しい条件下に置かれ、また降雨時にはがけ崩れ等が発生するおそれがあることから、工事施工中の作業員の安全確保、近隣住民に対する危険の除去等の措置に関すること。

② 施工管理

施工方法等の安全性が確保され、必要かつ十分な工事期間が保たれるよう施工管理に関すること。

③ 品質管理

施工方法・工事に使用する材料の品質（強度、密度など）、規格（厚さ、長さなど）が確保され、技術的基準に照らした適正な防災施設等が整備されているかといった品質管理に関すること。

④ 環境への配慮

汚水処理、騒音対策等の環境への配慮に関すること。

6.3 許可又は不許可の通知

許可又は不許可の処分については、法第 16 条の規定により、文書にて申請者に通知します。また、本条第 2 項及び行政手続法第 8 条（理由の開示）の規定により、不許可の処分をするときは、その理由を示した上で行います。

なお、この規定は 6.6.1 工事内容の変更の許可においても準用されます。

6.4 公的機関が行う場合の手続

(1) 許可の特例

国又は地方公共団体等が行う特定開発行為については、知事との第 15 条の協議が成立することをもって第 10 条第 1 項の許可を受けたものとみなします。これは、国又は地方公共団体等が行う開発行為は、双方協議し、合意されたことをもって許可と同等の行為とみなす特例制度です。したがってこれらの者が行う特定開発行為は、位置の選定、規模、施設基準等について知事と事前に協議・調整することが必要です。

(2) 許可の手続

「許可を受けたものとみなす」とは、第 15 条の協議が成立することをもって、許可があったのと同等の効果を認めるものです。したがって、法第 18 条（工事完了の検査等）、法第 21 条（監督処分）等の規定は適用されることとなります。例えば、工事が完了し、工事完了の検査に合格すれば検査済証を交付することとなります。

(3) 変更の手続

許可の変更の規定についても第 17 条第 4 項が準用されます。したがって、法第 11 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる事項の変更をしようとする場合にも、国又は地方公共団体等と知事との協議が成立することをもって、許可を受けたものとみなします。

(4) 特例処置が適用される法人等

法第 15 条の適用に関し、独立行政法人や公社等は国又は地方公共団体等に準じるとみなすこととします。

（特例措置が適用される法人の例）

各国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、国立高度専門医療研究センター、独立行政法人国立病院機構、独立地域医療機能推進機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人都市再生機構、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社、他

6.5 許可後の提出資料等

6.5.1 標識の設置と着手届の提出

特定開発許可後には、許可の翌日から工事完了公告の日まで以下の標識を開発区域内の公衆の見やすい場所に掲出するよう努めてください。また、特定開発行為着手届出書（参考様式 5）を知事に提出してください。

※標識の設置は、許可を受けた者を明らかにし、周辺住民に対して許可に基づく工事を行っていることを知らせ、事故等不測の事態があった場合の迅速な対応を図ることを目的としています。

※着手届等の提出は、法第 23 条に定める「許可に係る対策工事等の状況報告」として求めるものです。

60cm	
特定開発行為許可標識	
1 特定開発行為の許可の年月日及び許可番号	
年 月 日	指令 第 号
2 開発区域に含まれる地域の名称	
3 開発区域の面積	
4 対策工事等の期間	
年 月 日から	
年 月 日まで	
5 許可を受けた者	
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
備考 公的機関が行った場合は「許可」を「協議成立」と記入してください。	

図 6.3 特定開発行為許可標識

6.5.2 報告の徴収等

法第 23 条の規定により、許可に係る土地若しくは許可に係る対策工事等の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該土地における土砂災害を防止するために必要な助言若しくは勧告をすることがあります。

6.5.3 立入検査

特定開発行為に関する処分等の適正を確保するため、以下のいずれかの必要がある場合に、その対象となる土地に立ち入り、当該土地又は対策工事等の状況を検査することがあります。

- ① 当該特定開発行為を許可するかどうかを決定するため（法第 10 条第 1 項）
- ② 当該特定開発行為の変更を許可するかどうかを決定するため（法第 17 条第 1 項）
- ③ 工事完了の届出があったときに、当該対策工事等が法第 12 条に規定する政令で定める技術的基準に適合したものとなっているかどうかを検査するため（法第 18 条第 2 項）
- ④ 当該土地において制限用途の建築物の建築の禁止が遵守されているかどうかを把握するため（法第 19 条）
- ⑤ 当該特定開発行為の許可の取消等の措置をとるかどうかなどを決定するため（法第 21 条第 1 項）

6.6 変更時の手続

6.6.1 工事内容の変更

(1) 変更許可申請

1) 変更許可の対象事項

特定開発行為の変更許可の対象となるのは、法第 11 条第 1 項の各号のうち、以下のような変更を行う場合です。必ず変更の必要性が発生した時点で相談をお願いします。

- ① 特定予定建築物の用途及びその敷地の位置を変更する場合（第 2 号）
- ② 対策工事の計画を変更する場合（第 3 号）
- ③ 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画を変更する場合（第 4 号）

※工事の計画の変更とは、土地利用計画、造成計画、対策施設（擁壁等工作物）の種類・構造・寸法等を変更することです。

2) 変更の許可の申請書及び添付図書

特定開発行為の変更許可の申請にあたっては、特定開発行為変更許可申請書及び特定開発行為の変更に伴いその内容が変更にかかる図書を添付して提出してください。添付される図書は次に掲げるもののうち、その内容が変更されるものです。

- ① 計画説明書
- ② 計画図（現況地形図、土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図、対策工事等平面図、対策工事等断面図、対策施設構造図）
- ③ 構造計算書
- ④ 開発区域位置図
- ⑤ 開発区域区域図

(2) 変更届

法第 17 条第 1 項ただし書きに規定されている変更を行うときは、変更許可は要ませんが、法第 17 条第 3 項により知事に届出を義務付けています。

変更許可を要しないもの及びその理由は、次のとおりです。

1) 変更後の予定建築物の用途が制限用途以外のもの

変更後の予定建築物の用途が制限用途以外のものとなる場合には、対策工事等の計画との関係について改めて審査することの実益に乏しいことから、変更許可ではなく、届出で足りります。

2) 国土交通省令で定める軽微な変更

省令第 12 条の内容が該当します。（対策工事等の着手予定年月日及び対策工事等の完了予定年月日の変更）

3) 変更の届出の申請書及び添付図書

特定開発行為の変更の届出の申請にあたっては、軽微な変更届出書(第二号様式)に変更内容を記入し、変更にかかる図書を添付して、土木事務所に提出してください。

6.7 建築制限

土砂災害防止法による特定開発行為の許可を受けた土地においては、法第 19 条の規定により工事の完了公告があるまでの間は、開発区域の土砂災害特別警戒区域内で制限用途の建築物を建築することはできません。

建築制限は、開発区域内の土地において、工事完了の検査と完了公告があるまでの間は、制限用途の建築物の建築を禁止することによって、特定開発行為が許可どおりに行われていることを担保し、開発区域の土砂災害に対する安全性を確保しようとするものです。この制限は、特定開発許可を受けた者のみでなく、何人も制限用途の建築物を建築してはならないという旨も含んでいます。

また、この制限は、あくまでも制限用途の建築物の建築を禁止するものであり、特定予定建築物以外の建築物の建築を何ら制限するものではありません。

6.8 廃止等の届出

対策工事及び対策工事以外の特定開発行為に関する工事を廃止したときには、省令第17条の規定により、特定開発行為の許可を受けた者に対して「特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書」（別記様式第六）の提出を義務付けています。

この規定が設けられた理由は、対策工事等を廃止した時点で届出を義務付けることにより、廃止時の状況や廃止に伴う土砂災害防止の措置等を把握することによって、工事が途中で放棄されることに伴う災害等の弊害発生の未然防止が図られることにあります。

特定開発行為の廃止とは、許可を受けた開発区域の全部について廃止することをいい、当初は特定予定建築物を含んでいたが、事後的に特定予定建築物を全く含まない状況となった場合は、特定開発行為に該当しなくなることから廃止に至ったという解釈もできますが、物理的な意味での開発行為自体は継続していることから、廃止の手続ではなく、法第17条第1項に規定する変更の手続をしてください。

6.8.1 中止・再開時の届出

特定開発行為の許可を受けた者が、長期間にわたって対策工事等を放置することによる災害等の弊害発生を防止するため、特定開発行為を休止しようとするときは、法第23条に定める状況報告として届出書の提出を求めています。

中止・再開届出書には、休止予定期間、再開予定年月日、休止（再開）の理由、開発区域の状況及び中止期間中の保全計画等を記載することとしていますが、前述の目的からすると、特に中止期間中の保全計画が重要です。

工事を再開する場合には再開届を提出し、再開しない場合には中止届の再提出が必要です。

6.9 工事完了検査

(1) 工事完了の届出

特定開発行為の許可に係る対策工事等のすべてが完了したとき、対策工事等完了届出書（省令別記第四）を知事に提出してください。

完了届出書の他に、完成図や写真等完了が確認できるものを提出してください。

なお、図面中の地盤高さ、敷地の延長、工作物等の寸法等は出来形寸法でお願いいたします。

完了検査で、提出図面の寸法と検査における実測寸法等が異なる場合は、検査に適合しない場合がありますので十分に注意願います。

許可時の図面寸法等が変更となる場合は、変更許可等の手続が必要となる場合がありますのでご注意ください。（「6.6 変更時の手続」参照）

知事への届出が行われる時期は、以下の工事がすべて完了したときであり、すべての工事が完了していない場合には完了検査の対象にはなりません。

- ① 土砂災害を防止するために特定開発行為の許可を受けた者が自ら施行する工事（対策工事）
- ② 対策工事以外の特定開発行為に関する工事

(2) 完了検査

工事完了の届出があったときは、遅滞なく、対策工事等が法第 12 条の政令で定める技術的基準に適合しているかどうかを検査します。

対策工事等により設置される工作物等が、技術的基準に適合していると認めたときは、検査済証（省令別記様式第五）を交付します。

(3) 完了公告等

技術的基準に適合していると認めたときは、検査済証を交付後に当該工事が完了した旨を公告します。対策工事等の完了公告は、開発区域又は工区に含まれる地域の名称並びに特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名を明示して、県報に掲載して行います。法第 19 条の建築制限は、完了検査による検査済証を交付したときでなく、公告したときに初めて解除されることになります。

対策工事等完了の公告後でも、土砂災害特別警戒区域の指定が解除されるまでは、区域内の居室を有する建築物については法第 24 条に基づく建築構造耐力の基準が適用される場合がありますので注意してください。

6.10 監督処分

県は法第 21 条に基づき、特定開発行為の許可に関する違反行為又は不正行為を行った者に対し、これらの状態を是正するために必要な措置を命ずる等の処分を行うことがあります。

(監督処分)

法第 21 条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な限度において、第 10 条第 1 項若しくは第 17 条第 1 項の許可を取り消し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて必要な措置をとることを命ずることができる。

- 一 第 10 条第 1 項又は第 17 条第 1 項の規定に違反して、特定開発行為をした者
 - 二 第 10 条第 1 項又は第 17 条第 1 項の許可に付した条件に違反した者
 - 三 特別警戒区域で行われる又は行われた特定開発行為(当該特別警戒区域の指定の際当該特別警戒区域内において既に着手している行為を除く。)であって、特定予定建築物の土砂災害を防止するために必要な措置を第 12 条に規定する政令で定める技術的基準に従って講じていないものに関する工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者
 - 四 詐欺その他不正な手段により第 10 条第 1 項又は第 17 条第 1 項の許可を受けた者
- 2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第 1 項の規定による命令をした場合においては、様式「法 21 条第 3 項に基づく標識」により標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 4 前項の標識は、第 1 項の規定による命令に係る土地又は建築物若しくは建築物の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

(都道府県知事の命令に関する公示の方法)

規則第 18 条 法第 21 条第 3 項の国土交通省令で定める方法は、都道府県の公報への掲載とする。

(1) 監督処分の対象

法第 21 条第 1 項の規定により千葉県知事は、次のいずれかに該当する者に対して、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な限度において、違反是正のための措置をとることを命ずることができます。

- (イ) 法第 10 条第 1 項(特定開発行為の許可)の規定に違反して、特定開発行為をした者
- (ロ) 法第 17 条第 1 項(変更の許可)の規定に違反して、特定開発行為をした者
- (ハ) 法第 10 条第 1 項の許可に付した条件に違反した者
- (ニ) 法第 17 条第 1 項の許可に付した条件に違反した者
- (ホ) 法第 12 条による政令第 7 条の技術的基準の規定に違反した対策工事等の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで、自ら工事をして
いる者若しくはした者
- (ヘ) 詐欺その他不正な手段により法第 10 条第 1 項又は法第 17 条第 1 項の許可を受けた者

(2) 監督処分の公示

千葉県知事は、監督処分として、特定開発行為に関する工事その他の行為を停止することや、必要な措置の履行を命じた場合、当該命令が発せられた旨を、標識の設置や県報への掲載(規則第 18 条)によって示さなければならないとされています。

標識の設置がなされた場合、命令を受けた土地、建築物、建築物の敷地の所有者、管理者、占有者は、これを拒んだり妨げたりすることは禁じられています。

6.11 罰則

(1) 違反行為者に対する罰則

違反行為者に対する罰則は表 6.4 に示すとおりです。

表 6.4 罰則

条	罰則規定	罰 則 対 象
第 38 条	1 年以下の懲役 又は 50 万円以下の罰金	法第 10 条第 1 項(特別開発行為の制限)、又は法第 17 条第 1 項(変更の許可等)の規定に違反して、特定開発行為をした者
		法第 19 条(建築制限)の規定に違反して、法第 10 条第 1 項の制限用途の建築物を建築した者
		法第 21 条第 1 項(監督処分)の規定による都道府県知事の命令に違反した者
第 39 条	6 月以下の懲役 又は 30 万円以下の罰金	法第 5 条第 7 項(基礎調査のための土地の立入り等)の規定に違反して、土地の立ち入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者
		法第 22 条第 1 項(立入検査)の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
第 40 条	20 万円以下の罰金	法第 23 条(報告の徴収等)の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
第 42 条	20 万円以下の過料	法第 14 条第 1 項(既着手の場合の届出)、法第 17 条第 3 項(変更の届出)、又は法第 20 条(特定開発行為の廃止の届出)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 雇用者等に対する罰則

法第 38 条から法第 40 条に規定されている違反行為がなされた場合、現実にはその行為をした者が法第 38 条から法第 40 条に規定されているとおりの罰則の適用を受けますが、それに加えて、当該現実にはその行為をした者が、以下のいずれかに当たる場合には、その法人又は人に対しても、それぞれ該当する条文に基づき罰金刑が科せられます。(法第 41 条)

- ① 法人の代表者
- ② 法人・個人の代理人
- ③ 法人・個人の使用人その他の従業者

これは、実際の行為者は、必ずしも自身の固有の利益・動機のために違反行為を行うわけではなく、自身が所属している法人や雇用されている法人・個人、代理人を努めている法人・個人の利益のために、あるいはこれら法人・個人に命じられて行動した結果、これら違反行為を行う場合があることから、その法人・個人に対しても罰金刑を科することにより、本法の実効性の確保を図ろうとされたものです。

6.12 事前相談窓口

土砂災害防止法に基づく特定開発行為に関する相談は、区域を所管する土木事務所の調整課にお問合せください。

表 6.5 土砂災害防止法に基づく特定開発行為の事務を行う土木事務所の窓口一覧

土木事務所	住所	所管する市町村	電話番号
千葉土木事務所	〒260-0023 千葉市中央区 出洲港 11-1	千葉市・習志野市・八千代市	043-242-6104
葛南土木事務所	〒273-0012 船橋市浜町 2-5-1	市川市・船橋市・浦安市	047-433-6745
東葛飾土木事務所	〒271-0072 松戸市竹ヶ花 24	松戸市・野田市・流山市・鎌ヶ谷市	047-364-5143
柏土木事務所	〒277-0005 柏市柏 745	柏市・我孫子市	04-7167-1373
印旛土木事務所	〒285-0026 佐倉市鎚木仲 田町 8-1	佐倉市・白井市・印西市・八街市・四 街道市・ 印旛郡酒々井町・印旛郡栄町	043-483-1166
成田土木事務所	〒286-0036 成田市加良部 3-3-2	成田市・富里市・山武郡芝山町・香取 郡多古町	0476-26-3631
香取土木事務所	〒287-0003 香取市佐原イ 92 - 11	香取市・香取郡東庄町・香取郡神崎町	0478-52-5194
銚子土木事務所	〒288-0837 銚子市長塚町 2-44-9	銚子市	0479-22-6561
海匝土木事務所	〒289-2144 匝瑺市八日市 場イ 1999	旭市・匝瑺市	0479-72-1160
山武土木事務所	〒283-0006 東金市東新宿 17-6	東金市・山武市・大網白里市・山武郡 横芝光町・ 山武郡九十九里町	0475-54-1134
長生土木事務所	〒297-0026 茂原市茂原 1102-1	茂原市・長生郡一宮町・長生郡睦沢 町・長生郡長柄町・長生郡長南町・長 生郡白子町・長生郡長生村	0475-26-3702
夷隅土木事務所	〒298-0004 いすみ市大原 8513-1	いすみ市・勝浦市・夷隅郡御宿町・夷 隅郡大多喜町	0470-62-3316

安房土木事務所	〒294-0045 館山市北条 402-1	南房総市・館山市・鴨川市・安房郡鋸 南町	0470-22-4344
君津土木事務所	〒292-0833 木更津市貝渕 3-13-34	木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市	0438-25-5134
市原土木事務所	〒290-0067 市原市八幡海 岸通 1969	市原市	0436-41-1301

都市計画法に基づく開発許可に関する相談は、以下の市においては市の担当課にお問合せ下さい。

それ以外の市町村においては、区域を所管する土木事務所の建築宅地課（印旛土木事務所においては宅地指導課）にお問合せください。

表 6.6 都市計画法に基づく開発許可権限をもつ市役所の窓口一覧

市町村	名称	所在地	電話番号
千葉市	宅地課	〒260-0026 千葉市中央区千葉港 2-1 千葉中央コミュニティセンター3 階	043-245-5314
市川市	開発指導課	〒 272-8501 市川市南八幡 2-20-2	047-712-6331
船橋市	宅地課	〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25	047-436-2690
木更津市	都市政策課	〒292-8501 木更津市朝日 3-10-19	0438-23-8697
松戸市	住宅政策課	〒271-8588 松戸市根本 387-5	047-366-7366
野田市	都市計画課	〒278-8550 野田市鶴奉 7-1	04-7123-1193
成田市	都市計画課	〒286-8585 成田市花崎町 760	0476-20-1560
佐倉市	市街地整備課	〒285-8501 佐倉市海隣寺町 97	043-484-6167
習志野市	都市計画課	〒275-8601 習志野市鷺沼 2-1-1	047-453-9227
柏市	宅地課	〒277-0005 柏市柏 255-1 柏市役所分庁舎 2-2 階	04-7167-1146
市原市	宅地課	〒290-8501 市原市国分寺台中央 1-1-1	0436-23-9839
流山市	宅地課	〒270-0192 流山市平和台 1-1-1	04-7150-6089
八千代市	開発指導課	〒276-8501 八千代市大和田新田 312-5	047-421-6776
我孫子市	市街地整備課	〒270-1192 我孫子市我孫子 1858	04-7185-1579
鎌ヶ谷市	都市計画課	〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1	047-445-1429
印西市	都市計画課	〒270-1396 印西市大森 2364-2	0476-33-4654
浦安市	都市計画課	〒279-8501 浦安市猫実 1-1-1	047-712-6542
白井市	建築宅地課	〒270-1492 白井市復 1123	047-401-4679
大網白里市	都市整備課	〒299-3292 大網白里市大網 115-2	0475-70-0363

土木事務所	住所	所管する市町村	電話番号
印旛土木事務所	〒285-0026 佐倉市鎗木仲田町 8-1	八街市・四街道市・印旛郡酒々井町・印旛郡栄町	043-483-1142
成田土木事務所	〒286-0036 成田市加良部 3-3-2	富里市・山武郡芝山町・香取郡多古町	0476-26-4854
香取土木事務所	〒287-0003 香取市佐原イ 92 - 11	香取市・香取郡東庄町・香取郡神崎町	0478-52-5554
海匝土木事務所	〒289-2144 匝瑳市八日市場イ 1999	旭市・匝瑳市・銚子市	0479-72-1172
山武土木事務所	〒283-0006 東金市東新宿 17-6	東金市・山武市・大網白里市※・山武郡横芝光町・山武郡九十九里町	0475-54-1133
長生土木事務所	〒297-0026 茂原市茂原 1102-1	茂原市・長生郡一宮町・長生郡睦沢町・長生郡長柄町・長生郡長南町・長生郡白子町・長生郡長生村	0475-24-4286
夷隅土木事務所	〒298-0004 いすみ市大原 8513-1	いすみ市・勝浦市・夷隅郡御宿町・夷隅郡大多喜町	0470-62-3315
安房土木事務所	〒294-0045 館山市北条 402-1	南房総市・館山市・鴨川市・安房郡鋸南町	0470-22-4340
君津土木事務所	〒292-0833 木更津市貝渕 3-13-34	君津市・富津市・袖ヶ浦市	0438-25-5137

(※) 令和４年４月１日より開発許可権限を有する事務処理市に移行

建築基準法に基づく建築確認に関する相談は、以下の市においては市の担当課にお問合せ下さい。(野田市、茂原市、鎌ヶ谷市、君津市、四街道市、印西市、白井市については、所管する規模が限定されていますので、ご注意ください)。

それ以外の市町村においては、県の機関(建築指導課若しくは区域を所管する土木事務所)にお問合せください。

表 6.7 建築基準法に基づく建築確認等の事務を行う市役所の窓口一覧

市町村	名称	所在地	電話番号
千葉市	建築情報相談課	〒260-0026 千葉市中央区千葉港 2-1 千葉中央コミュニティセンター3 階	043-245-5841
市川市	建築指導課	〒 272-8501 市川市南八幡 2-20-2	047-334-1111 (代表)
船橋市	建築指導課	〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25	047-436-2672
木更津市	建築指導課	〒292-8501 木更津市朝日 3-10-19	0438-23-7111 (代表)
松戸市	建築審査課	〒271-8588 松戸市根本 387-5	047-366-1111 (代表)
野田市 ※ 1	都市計画課	〒278-8550 野田市鶴奉 7-1	04-7125-1111
茂原市 ※ 1	建築課	〒297-8511 茂原市道表 1	0475-20-1588
成田市	住宅課	〒286-8585 成田市花崎町 760	0476-20-1564
佐倉市	建築指導課	〒285-8501 佐倉市海隣寺町 97	043-484-1111 (代表)
習志野市	建築指導課	〒275-8601 習志野市鷺沼 2-1-1	047-451-1151 (代表)
柏市	建築指導課	〒277-8505 柏市柏 5-10-1	04-7167-1111 (代表)
市原市	建築指導課	〒290-8501 市原市国分寺台中央 1-1-1	0436-22-1111 (代表)
流山市	建築住宅課	〒270-0192 流山市平和台 1-1-1	04-7158-1111 (代表)
八千代市	建築指導課	〒276-8501 八千代市大和田新田 312-5	047-483-1151
我孫子市	建築住宅課	〒270-1192 我孫子市我孫子 1858	04-7185-1111 (代表)
鎌ヶ谷市 ※ 1	建築住宅課	〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1	047-445-1141 (代表)
君津市 ※ 1	建築課	〒299-1192 君津市久保 2-13-1	0439-56-1142
浦安市	建築指導課	〒279-8501 浦安市猫実 1-1-1	047-351-1111 (代表)

四街道市 ※ 1	建築課	〒284-8555 四街道市鹿渡無番地	043-421-2111 (代表)
印西市 ※ 1	建築指導課	〒270-1396 印西市大森 2364-2	0476-42-5111 (代表)
白井市 ※ 1	建築宅地課	〒270-1492 白井市復 1123	047-492-1111 (代表)

土木事務所等	住所	所管する市町村	電話番号
建築指導課※ 2 建築審査班 構造設備審査班	〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1	県全域(千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、浦安市を除く。)	043-223-3188 043-223-3061
柏土木事務所 建築宅地課	〒277-0005 柏市柏 745	野田市※ 1・鎌ヶ谷市※ 1	04-7167-1371
印旛土木事務所 建築課	〒285-0026 佐倉市鎭木仲田町 8-1	四街道市※ 1・印西市※ 1・白井市※ 1・八街市・印旛郡酒々井町・印旛郡栄町	043-483-1141
成田土木事務所 建築宅地課	〒286-0036 成田市加良部 3-3-2	富里市・山武郡芝山町・香取郡多古町	0476-26-4854
香取土木事務所 建築宅地課	〒287-0003 香取市佐原イ 92 - 11	香取市・香取郡東庄町・香取郡神崎町	0478-52-5554
海匝土木事務所 建築宅地課	〒289-2144 匝瑺市八日市場イ 1999	旭市・匝瑺市・銚子市	0479-72-1172
山武土木事務所 建築宅地課	〒283-0006 東金市東新宿 17-6	東金市・山武市・大網白里市・山武郡横芝光町・山武郡九十九里町	0475-54-1133
長生土木事務所 建築宅地課	〒297-0026 茂原市茂原 1102-1	茂原市※ 1・長生郡一宮町・長生郡睦沢町・長生郡長柄町・長生郡長南町・長生郡白子町・長生郡長生村	0475-24-4286
夷隅土木事務所 建築宅地課	〒298-0004 いすみ市大原 8513-1	いすみ市・勝浦市・夷隅郡御宿町・夷隅郡大多喜町	0470-62-3315
安房土木事務所 建築宅地課	〒294-0045 館山市北条 402-1	南房総市・館山市・鴨川市・安房郡鋸南町	0470-22-4340
君津土木事務所 建築宅地課	〒292-0833 木更津市貝渕 3-13-34	君津市※ 1・富津市・袖ヶ浦市	0438-25-5137

※ 1 野田市、茂原市、鎌ヶ谷市、君津市、四街道市、印西市、白井市については、建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号物件（県の許可が必要なものを除く。）又は 3 m 以下の擁壁等を所管しています。所管規模以外のものについては、県の機関の所管となります。

※2 階数が5以上又は延べ面積が2,000㎡を超える建築物、5mを超える擁壁等を所管しています。

【卷末参考資料】

手続様式集

特定開発行為の許可にかかる申請 等 書類様式一覧表

名 称	根 拠	様 式	備 考	ページ
特定開発行為許可申請書	省令第 8 条第 1 項	別記様式第二		参-3
届出書	省令第 11 条	別記様式第三	既着手の場合の届出	参-4
特定開発行為施行協議書	法第 15 条	参考様式 1		参-5
特定開発行為計画説明書	省令第 8 条第 3 項	参考様式 2		参-6
維持管理計画書	法第 12 条	参考様式 7	待受施設など維持管理計画書の必要性が認められる場合	参-9
対策工事施工時の安全確保計画書	法第 13 条	参考様式 8		参-10
特定開発行為許可通知書	法第 16 条第 1 項	参考様式 4		参-12
住所等変更届出書	細則第 3 条	第二号様式		参-13
特定開発行為許可標識	細則第 4 条	第三号様式		参-14
特定開発行為変更許可申請書	細則第 5 条第 1 項	第四号様式	法第 17 条第 2 項	参-15
用途変更等届出書	細則第 6 条	第五号様式	法第 17 条第 3 項	参-16
特定開発行為許可承継届出書	細則第 7 条第 2 項	第六号様式		参-17
対策工事等完了届出書	省令第 14 条	別記様式第四		参-18
特定開発行為に関する対策工事等の検査済証	省令第 15 条	別記様式第五		参-19
特定開発行為に関する対策工事等の中止・再開届出書	法第 23 条	参考様式 6		参-20
特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書	省令第 17 条	別記様式第六		参-21
特定開発行為着手届出書	法第 23 条	参考様式 5		参-22
委任状		参考様式 9		参-23

別記様式第○：土砂災害防止法施行規則（国土交通省令）に基づく様式

第○号様式：土砂災害防止法施行細則（千葉県規則）に基づく様式

参考様式○：申請書類作成時の参考としての様式

別記様式第二（第八条関係）

特 定 開 発 行 為 許 可 申 請 書

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第10条第1項の規定により、特定開発行為の許可を申請します。 年 月 日 千葉県知事 様 許可申請者住所 氏名		※ 手数料欄
特 定 開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 特定予定建築物の用途	
	4 特定予定建築物の敷地の位置	
	5 対策工事の概要	
	6 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要	
	7 対策工事等着手予定年月日	年 月 日
	8 対策工事等完了予定年月日	年 月 日
	9 その他必要な事項	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 許可に付した条件		
※ 許 可 番 号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記載しないこと。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、特定開発行為を行うことについて、他の法令による許可、許可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

別記様式第三（第十一条関係）

届 出 書

年 月 日

千葉県知事 様

届出者 住所

氏名

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第14条1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 開発区域に含まれる地域の名称	
2 開発区域の面積	平方メートル
3 特定予定建築物の用途	
4 特定予定建築物の敷地の位置	
5 対策工事の概要	
6 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要	
7 対策工事等の着手年月日	年 月 日
8 対策工事等の完了予定年月日	年 月 日
9 対策工事等の進捗状況	

備考 許可申請者又は対策工事等施行者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

参考様式 1

特定開発行為施行協議書

年 月 日

千葉県知事

様

住所

氏名

土砂災害特別警戒区域内において下記の特定期開発行為を行いたいのので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第15条の規定により、関係図面及び書類を添えて協議します。

記

1 開発区域に含まれる地域の名称	
2 開発区域の面積	平方メートル
3 特定予定建築物の用途	
4 特定予定建築物の敷地の位置	
5 対策工事の概要	
6 対策工事以外の特定期開発行為に関する工事の概要	
7 対策工事等の着手予定年月日	年 月 日
8 対策工事等の完了予定年月日	年 月 日
9 その他参考資料	

特定開発行為計画説明書

1 対策工事等の計画の方針

(1) 特定開発行為の目的

(2) 対策工事等の方法

(3) 対策工事等の設計に関し特に留意した事項

2 急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地の現況

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象

ア 土石流 イ 急傾斜地の崩壊

(2) 区域区分

ア 砂防指定地 イ 急傾斜地崩壊危険区域 ウ 地すべり防止区域
エ 保安林 オ その他

(3) 土地の概要

	宅地	農地	山林	公共施設 用地	その他	計
面積 (m^2)						
比率 (%)						100

(4) 既存砂防施設の状況

(1) 区域区分

イ 市街化調整区域

エ その他

ア 用途地域

イ その他地域地区

	宅地	農地	山林	公共施設 用地	その他	計
面 積 (m ²)						
比 率 (%)						100

(1) 計画の概要

	建築物		公共施設 用地	公益的施 設用地	その他	計
	制限用途	制限用途				
面 積 (m ²)						
比 率 (%)						100

参-7

注 1 2(1)、2(2)、3(1)および 3(2)は、該当するものを○で囲んでください。

2 開発区域を工区に分けたときは、工区ごとに作成してください。

3 この計画説明書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 砂防指定地 砂防法第 2 条の規定により指定された土地をいいます。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の規定により指定された区域をいいます。

(3) 地すべり防止区域 地すべり等防止法第 3 条の規定により指定された区域をいいます。

(4) 保安林 森林法第 25 条第 1 項もしくは同条第 2 項または第 25 条の 2 第 1 項もしくは第 2 項の規定により指定された森林をいいます。

(5) 都市計画区域 都市計画法第 5 条第 1 項または第 2 項の規定により指定された区域をいいます。

(6) 市街化区域 都市計画法第 7 条第 2 項に規定する区域をいいます。

(7) 市街化調整区域 都市計画法第 7 条第 3 項に規定する区域をいいます。

(8) 地域地区 都市計画法第 8 条第 3 項各号に規定する地域、地区または街区をいいます。

(9) 用途地域 都市計画法第 7 条第 1 項第 1 号に規定する地域をいいます。

(10) 公共施設用地 都市計画法第 4 条第 14 項に規定する公共施設が存在する土地をいいます。

(11) 公益的施設用地 公衆の日常生活に欠くことのできない事業であつて、運輸、郵便、信書便、電気通信、水道、電気またはガス供給、医療、公衆衛生等の事業を行う事を目的とする施設が所在する土地をいいます。

4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

参考様式 7 (待受施設など維持管理計画書の必要性が認められる場合))

維持管理計画書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

次の対策施設については、下記の通り維持管理します。

記

対策施設の所在場所	
対策施設の構造、延長	

1 維持管理の方針

(1) 標識の設置

特定開発行為許可標識の設置等について記述。

(例：特定開発行為許可標識を見易い場所に設置し、土砂災害防止施設であることを県民に周知する。)

(2) 施設の点検

点検の目的、内容等について記述。

(例：対策施設の適切な機能と安全性を保持するため、定期及び臨時（豪雨時・地震時）の巡視・点検を行い、施設の状況を把握し、豪雨時や地震時などに対策施設の機能が発揮されるように適正な維持管理を行う。)

2 維持管理の方法

(1) 定期点検

点検の目的、時期等の具体的内容について記述。

(例：梅雨期前等に年 1 回以上の定期点検を実施し、ポケット容量の確認・斜面及び施設の変状等を点検する。)

(2) 臨時点検

点検の目的、時期等の具体的内容について記述。

(例：豪雨時や地震時の直後には、対策施設の点検と併せて周辺自然斜面の点検を実施する。特に、待受施設の施行区域で崩壊抑止対策を実施していない場所では、自然斜面の変状、斜面からの湧水などの点検を実施する。)

(3) 補修等

補修等の具体的内容について記述。

(例：点検により確認された対策施設や斜面変状等に対しては、必要により応急措置を行うとともに、その現象が進行性のものか否か、影響範囲を調査のうえで施設の補修、補強、改良及び新設等を行う。特に、待受施設のポケット容量は、常に必要容量を確保する。)

参考様式 8（急傾斜地の崩壊）

対 策 工 事 施 工 時 の 安 全 確 保 計 画 書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者

住 所

氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

次の特定開発行為については、下記の通り特定開発行為期間中の防災対策を実施します。

記

特定開発区域に含まれる地域の名称	
------------------	--

1 防 災 対 策 の 方 針

防災対策の方針について記述。

（例：工事中の土砂災害や労災を発生させないため、安全管理対策を実施する。また、周辺の環境悪化低減対策を実施する。）

2 土 砂 災 害 防 止 対 策 の 実 施

土砂災害や労災を発生させないための具体的な対策について記述。必要に応じて対策箇所について防災計画図に図示。

（1）安全や周辺環境へ配慮した計画、設計及び工事の実施

安全や周辺環境に配慮した計画、設計及び工事の実施について具体的な対策を記述。

（例：無理な切土を行わない等の安全に配慮した計画や設計を行う。仮設、作業ヤードの重量物置き場はのり肩から十分な距離の位置に設計する。飛砂防止・進入防止のための柵囲いを行う。低騒音・低振動重機を使用する。設計の配慮事項は工事中も遵守する。）

（2）安全点検の実施

日常点検、臨時点検の実施について記述。

（例：作業開始前、作業中に斜面の挙動調査を実施するとともに、降雨後や地震後など目視や伸縮計等計器による斜面の挙動観測を実施する。）

(3) 崩壊を助長するやむを得ない工事を行う場合の留意事項

特に崩壊を助長するようなやむを得ない工事を行う場合の配慮について記述。

(例：やむを得ずのり尻の掘削により斜面が不安定化する場合、必ず仮設構造物による斜面崩壊対策を実施する。施工単位延長は施工サイクルに応じて設定し、斜面が不安定化する期間を最小とする。)

(4) 仮設工事による安全対策

仮設防護柵や仮排水路の設置について記述。

(例：崩壊、切土面の肌落ち及び落石対策等として仮設防護柵を設置する。斜面崩壊を助長する表面水を斜面に到達させないよう仮排水路を設置する。)

(5) 労災対策

労災防止対策、万一労災が発生した場合の対応策及び連絡系統等について記述。

(例：リスクアセスメントを実施し KY 活動により安全管理を行う。特に三大労災の墜落・転落災害、建設機械災害、倒壊・崩壊災害についての防止対策を実施する。工事施工体系図を添付する。)

参考様式 4

特 定 開 発 行 為 許 可 通 知 書

※許可通知欄	この申請書に係る特定開発行為については、下記の条件を付して許可したので、 通知します。 年 月 日 第 号 千葉県知事	
	条 件	
特 定 開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 特定予定建築物の用途	
	4 特定予定建築物の敷地の位置	
	5 対策工事の概要	
	6 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要	
	7 対策工事等着手予定年月日	年 月 日
	8 対策工事等完了予定年月日	年 月 日
	9 その他必要な事項	

備考 ※印のある欄は記入しないこと。

第二号様式（第3条）

住 所 等 変 更 届 出 書

年 月 日

千葉県知事

様

届出者

住 所

氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

住所（氏名）を変更したので土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

土砂災害特別警戒区域 の名称		
特定開発行為の許可の 年月日	年 月 日	
特定開発行為の許可の 許可番号		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日	年 月 日	

第三号様式（第四条） 特定開発行為許可標識

60cm	
特定開発行為許可標識	
1 特定開発行為の許可の年月日及び許可番号	
年 月 日	指令 第 号
2 開発区域に含まれる地域の名称	
3 開発区域の面積	
4 対策工事等の期間	
年 月 日から	
年 月 日まで	
5 許可を受けた者	
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
50cm	

第四号様式（第五条第一項）

特定開発行為変更許可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け 指令第 号で許可を受けた事項について
変更したいので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
第17条第1項の規定により、次のとおり申請します。

土砂災害特別警戒区域の名称		
変更に係る事項		
変更の内容	変 更 前	変 更 後
変更の理由		

添付書類

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則第7条
第2項の計画説明書及び計画図、同条第5項の構造計算書並びに同令第9条第1項の
開発区域位置図及び開発区域区域図のうち変更に係るもの

第五号様式（第六条）

用 途 変 更 等 届 出 書

年 月 日

千葉県知事 様

届出者

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け 指令第 号で許可を受けた事項について
軽微な変更をしたので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
施行細則第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

土砂災害特別警戒区域 の名称		
変 更 に 係 る 事 項		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日	年 月 日	

第六号様式（第七条第二項）

特定開発行為許可承継届出書

年 月 日

千葉県知事 様

届出者

住 所

氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

相続（合併、分割）により、許可を受けた者の地位を承継したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

土砂災害特別警戒区域の名称	
特定開発行為の許可の年月日	年 月 日
特定開発行為の許可の許可番号	
承 継 年 月 日	年 月 日
承 継 の 理 由	

添付書類

- 1 相続の場合は、相続人であることを証する書類
- 2 合併の場合は、合併契約書の写し
- 3 分割の場合は、分割契約書の写し

別記様式第四（第十四条関係）

対 策 工 事 等 完 了 届 出 書

年 月 日

千葉県知事 様

届出者 住所
氏名

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第18条第1項の規定により、特定開発行為の許可に関する対策工事等（許可番号 年 月 日 第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

1 対策工事等の完了年月日 年 月 日

2 対策工事等を完了した開発区域
に含まれる地域の名称

※受付番号	年 月 日 第 号
※検査年月日	年 月 日
※検査結果	合 否
※検査済証番号	年 月 日 第 号
※工事完了公告年月日	年 月 日

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は記載しないこと。

別記様式第五（第十五条関係）

特定開発行為に関する対策工事等の検査済証

第 号
年 月 日

千葉県知事

下記の特定開発行為に関する対策工事等は、 年 月 日検査の結果土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第10条第1項の規定による特定開発行為の許可の内容に適合していることを証明します。

記

- 1 許可番号 年 月 日 第 号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名

参考様式 6

中止
特定開発行為 届出書
再開

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

(所在地)
届出者 ふりがな
氏 名
(名称及び代表者氏名)

特定開発行為に関する対策工事等を(中止・再開)しますので届け出ます。

記

許 可 番 号	年 月 日 第 号	
開発区域に含まれる 地 域 の 名 称		
中 止 再 開 の 理 由		
中 止 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
中止時の工事の状況 (図面添付のこと)		
防災措置 (図面添付のこと。)		
※ 経 由	※ 受 付	※ 処 理

※印のある欄は、記入しないでください。

別記様式第六（第十七条関係）

特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書

年 月 日

千葉県知事 様

届出者

住所

氏名

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第20条の規定により、特定開発行為に関する対策工事等（許可番号 年 月 日 第号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

- 1 特定開発行為に関する対策工事等を廃止した年月日
年 月 日
- 2 特定開発行為に関する対策工事等の廃止に係る開発区域に含まれる地域の名称
- 3 特定開発行為に関する対策工事等の廃止に係る開発区域の面積

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

参考様式 5

特定開発行為着手届出書

年 月 日

千葉県知事

様

住 所
(所在地)

届出者 ふりがな
氏 名
(名称及び代表者氏名)

許 可 年 月 日 及び番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	
特定開発行為の内容	
特定開発行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで
現場管理者 氏名・連絡先	

参考様式 9

委 任 状

年 月 日

千葉県知事 様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

私は、以下の者を代理者と定め、下記の特定期間行為許可申請に関する一切の権限を委任します。

記

特定開発行為をしようとする土砂災害特別警戒区域の番号	
特定開発行為をしようとする土砂災害特別警戒区域の所在	
委任年月日	年 月 日
代理者の連絡先等	住所 氏名 連絡先電話番号

特定開発行為許可申請書類チェックリスト

チェック項目	確認	備考
1 土砂災害防止法における特定開発行為の規制対象となるかの確認		
1) 都市計画法に規定された開発行為に該当するか		
2) 特定開発区域の一部又は全部が特別警戒区域内に入っているか		
3) 建築物の位置が特別警戒区域内に入っているか		
4) 予定建築物の用途が制限用途か、また用途未確定の予定建築物があるか		
5) 適用除外となる開発行為でないか		
2 新規許可申請時の確認		
1) 以下の申請図書が揃っているか（正 1 部副 1 部）		
（1）特定開発行為許可申請書		省令 8-1、別記様式第二
（2）特定開発行為計画説明書		省令 8-3、参考様式 2
（3）計画図		
現況地形図(縮尺 1/2,500 以上)		省令 8-4
土地利用計画図(縮尺 1/1,000 以上)		省令 8-4
造成計画平面図(縮尺 1/1,000 以上)		省令 8-4
造成計画断面図(縮尺 1/1,000 以上)		省令 8-4
対策工事等平面図(縮尺 1/1,000 以上)		省令 8-4
対策工事等断面図(縮尺 1/1,000 以上)		省令 8-4
対策施設構造図(縮尺 1/200 以上)		省令 8-4
（4）構造計算書(対策施設を設置する場合)※		省令 8-5
（5）申請書の添付書類		
開発区域位置図(縮尺 1/50,000 以上)		省令 10
開発区域区域図(縮尺 1/2,500 以上)		省令 10
維持管理計画書※		参考様式 7
公図(写)		
対策工事施工時の安全確保計画書※		参考様式 8
委任状※		参考様式 9
2) 当該対策工事等の計画が技術的基準に適合しているか		政令 7-1
3) 公的機関が行う場合、協議・調整をしたか		
3 変更許可申請時の確認		
1) 以下の申請図書が揃っているか（正 1 部副 1 部）		
（1）特定開発変更許可申請書		第四号様式
（2）住所等変更届出書		第二号様式
（3）用途変更等届出書		第五号様式
2) 当該対策工事等の計画が技術的基準に適合しているか		政令 7-1
3) 公的機関が行う場合、協議・調整をしたか		
4 工事完了検査時の確認		
1) 以下の申請図書が揃っているか		
（1）工事完了届出書		省令 14、別記様式第四
2) 当該対策工事等が技術的基準に適合しているか		政令 7-1
5 その他の確認		
1) 既着手の場合の届出書		省令 11、別記様式第三
2) 特定開発行為着手届出書		参考様式 5
3) 特定開発行為廃止届		省令 17、別記様式第六
4) 特定開発行為中止・再開届出書		参考様式 6

※：必要に応じて提出を求めるものです。